

## 3.2 自治体別の調査結果

### 3.2.1 北海道「第三次北海道教育長期プラン」

#### (1) 特徴と得られた示唆

##### 1) 北海道における教育分野の計画の評価に関する特徴

北海道の教育分野の計画は、政策と施策の方向性について記載された基本計画と、具体的な施策と事業について記載された実施計画の2部構成となっており、実施計画は、計画の期間（10年間）を前期と後期に分け、それぞれに策定される。また、計画には、100本の目標とそれを達成するための338本の施策が設定されているが、定量化が可能な施策については、指標及び数値目標（後期実施計画では55指標）が設定されている。

指標は、「行政が何をどれだけやったか／やるか」というアウトプット指標が中心であり、評価は、「目標の達成状況」（「目標」に向けて計画どおり進んでいるか）、「施策の基本方向」の推進状況（「施策の基本方向」は計画どおり進んでいるか）、「目標」達成に向けた施策の寄与度（「施策の基本方向」はどの程度寄与しているか）、「主な施策」の展開の方向性の4つの視点について、2年ごとに実施される。

##### 2) 教育振興基本計画の評価検討に対して得られた示唆

計画策定段階から、2年ごとの進捗状況把握、また、計画期間中間時点で新たな実施計画の策定を設計するなど、計画的な進捗管理を実施している。評価指標については、アウトプット指標を中心に設定されているが、評価のための調査等は実施せず、通常の行政活動の範囲で収集可能なデータをもとに指標を設定することで、効果的・効率的な評価を実施している。一方で、アウトプット指標の設定により、推進状況を定量的に把握することができるものの、施策の効果を把握するという点においては課題があるとしている。

#### (2) 教育分野の基本計画（以下「教育基本計画」）の概要

##### 1) 総合計画等との関係

北海道の総合計画「第3次北海道長期総合計画」と一体となって施策を展開している。分野別の計画に該当し、教育分野をより詳細化した計画となっている。

##### 2) 計画の体系

基本計画と実施計画で構成されている。実施計画は、計画期間の10年間を前期と後期に分け、それぞれに策定される。

##### 3) 対象分野

学校教育（幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校、大学・専門学校）、社会教育、生涯学習、家庭教育、文化・スポーツ振興が対象となっている。

#### 4) 計画策定のプロセス、策定の体制・主体

策定の期間は、平成7年9月～平成10年3月。計画の理念を達成するための施策と、現行の事業の積み上げの両方向から施策を組んだ。計画の実効性確保のため、2年ごとに評価を行い、状況報告することを計画に明記している。

策定主体は、教育委員会である。道民や市町村、関係団体等からの意見聴取や議会における議論を経て、最終的な決定は教育委員会が行った。具体的な策定のプロセスは、以下のとおり。

平成7年9月	教育関係団体等意向調査の実施。
平成7～9年	各年に1回、道民意見聴取会を開催。
平成8年1月	「第三次北海道教育長期総合計画策定方針」の決定(教育委員会)
平成8年4月	新教育計画検討会議を設置、全体会議で基本計画、部会で実施計画について検討。
平成10年1月	北海道議会文教委員会に計画案を報告。(報告者は教育委員会)
平成10年2月	北海道議会文教委員会にて集中審議。
平成10年3月	「第三次北海道教育長期総合計画」教育委員会決定。

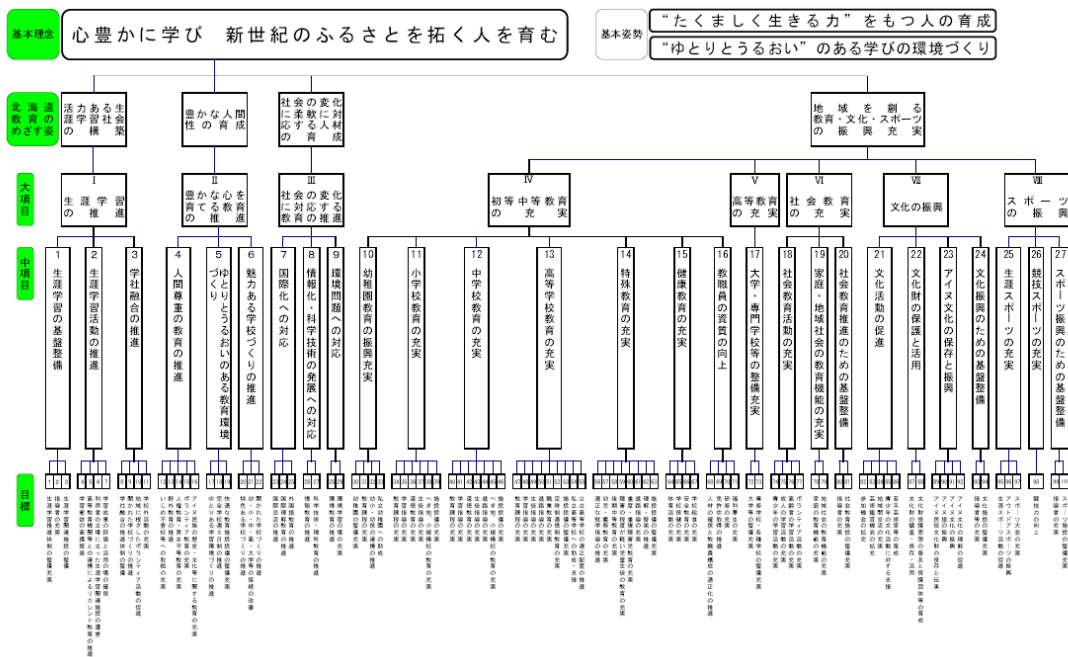
#### 5) 策定・見直しの時期、計画対象年次

計画の期間は、平成10年度から平成19年度までの10ヵ年である。平成14年度までの5ヵ年を前期、その後の5ヵ年を後期とし、それぞれ実施計画を策定する。また、2年ごとに進捗状況を把握し、評価を実施するとされている。

#### 6) 計画の範囲(政策、施策、事業)

基本計画では、政策と施策の方向性を記載し、実施計画で、具体的な施策と事業を記載している。体系図は図表3.2.1-1の通り。

図表 3.2.1-1 北海道第三次教育長期総合計画後期実施計画施策体系



出典:北海道第三次教育長期総合計画後期実施計画 7 ページ

### 7) 指標・目標の設定状況と設定プロセス／根拠

定量化が可能な施策については、実施計画で指標と数値目標を設定している。まずは、収集可能なデータを優先し、次に、分野を的確に捉えた指標か、取組の進捗状況を測る目安となる指標かを考慮して指標及び数値目標を設定している。

現在の指標は、“行政が何をどれだけやるか”を現した指標である。計画の期間中に、事業が廃止されるなどで、実施計画に設定されていた指標が追えなくなることもあるが、その場合は、代替指標を設定する。そのため、実施計画と推進状況報告書で一部、指標が異なる箇所がある。

指標例（数値は、平成 19 年度の目標値）

- 生涯学習の推進
  - 学校開放講座実施校 212 校／年
  - 道立学校体育施設開放校 75 校／年
  - 生涯学習アドバイザー研修講座受講者数 270 人
  - 道民カレッジ事業連携講座数 500 講座／年
  - 道民カレッジ事業受講者数 30,000 人／年
- 豊かな心を育てる教育の推進
  - 青少年自然体験活動指導者用整数 1,060 人
  - 多目的スペース整備率 70.0%
  - 総合学科設置校 6 校
  - 子ども放送局設備設置か所数 25 か所
  - 小中学校で学校評議員や類似する制度を実施している市町村数 212 市町村

## 8) 他組織の計画への反映状況

市町村等の計画への反映の状況は、道としては把握していない。

なお、道の各部が策定する各種分野別計画において、教育との関連事項がある場合は、教育計画を反映して策定されるように調整している。

### (3) 教育基本計画の評価方法等

#### 1) 評価の体系

北海道政策評価条例に基づく政策評価とは別に、第三次北海道教育長期総合計画に関する評価（教育長計施策評価）を実施するために「教育長期総合計画施策評価実施方針」を定めている。評価は2年ごとに実施されるが、その都度、実施方針を定めている。

総合計画の評価体系とは、基本的に別体系である。北海道政策評価条例に基づき、総合計画をもとに行う政策評価（施策評価）にも教育施策の評価はあるが、第三次北海道教育長期総合計画の評価では、対象をより細分化した評価を行っている。

#### 2) 評価の対象（政策、施策、事業）

教育長計施策評価では、第三次北海道教育長期総合計画の施策体系に掲げる100本の目標及び目標を達成するための338本の施策を対象に評価を実施。施策を構成する事業の評価については、条例に基づく政策評価（事業評価）の中で行われる。教育長計施策評価実施年においては、条例に基づく政策評価（施策評価）も平行して行われ、2ヶ月ほど遅れて、道全体での事業評価が実施される。

前期実施計画の推進状況を踏まえ、後期実施計画を策定した。なお、第三次北海道教育長期総合計画（基本計画）そのものは変えていない。

#### 3) 評価の実施頻度・時期と根拠

教育長計施策評価は、2年ごとに実施され、その都度実施方針を定めたいで行われる。また、条例に基づく政策評価のうち、施策評価については2年ごとに実施されるが、事業評価は毎年度実施される。なお、いずれの評価も中間評価の位置づけとなっている。

#### 4) 評価の体制・主体

評価を行うため、教育委員会事務局内にワーキンググループを設置している。基本的には、各担当課で評価を行う内部評価であるが、評価の過程においては、北海道教育推進会議から意見を聴取するなど、外部有識者の知見も活用している。最終的な評価結果の確定は、教育委員会が行う。

#### 5) 評価の視点と方法

評価は、担当課による内部評価により行われる。各担当課は、以下の指標の推進状況を踏まえた上で、以下の4つの視点から評価を実施し、「教育長期施策評価調書」を作成する。各担当課が作成した「教育長期施策評価調書」をもとに、「第三次北海道教育長期総合計画

推進状況報告書」を作成、公表される。

- 「目標の達成状況」（「目標」に向けて計画どおり進んでいるか）
  - a: 計画どおり進んでいる、b: 少し遅れがみられる、
  - c: 相当遅れがみられる、d: ほとんど進んでいない
- 「施策の基本方向」の推進状況（「施策の基本方向」は計画どおり進んでいるか）
  - 1: 大きく推進されその効果が顕著である、2: 推進され一定の効果が認められる
  - 3: 推進に若干の遅れがみられ効果が現れるまで時間を要する、
  - 4: 推進に遅れがみられその効果は小さい
- 「目標」達成に向けた施策の寄与度（「施策の基本方向」はどの程度寄与しているか）
  - A: 大きく寄与（貢献）している、B: 寄与（貢献）している
  - C: あまり寄与（貢献）していない、D: ほとんど寄与（貢献）してない
- 「主な施策」の展開の方向性
  - 優先：優先的に取組む、現状維持：現状を維持して取組む
  - 縮小：縮小して取組む、廃止：廃止する

評価結果の例 「生涯学習推進体制の整備充実」

1 施策の趣旨・背景	
<p>生涯学習に対する関心や意欲の高まり、学習ニーズの高度化・多様化に適切に対応し、活力ある生涯学習社会を築いていくことが求められています。 このため、生涯学習推進体制の整備、情報提供・学習相談システムの充実を図るほか、団体及び市町村が行う生涯学習推進事業に対する支援の充実を図る必要があります。</p>	
2 施策の推進状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道立と市町村立の図書館のネットワーク化を図るなど情報提供・学習相談システムの充実を図っています</li> <li>・ 生涯学習推進計画を策定する市町村の割合が80%を超えるなど、生涯学習推進体制の整備・充実が図られています。</li> <li>・ 道民カレッジ事業における連携講座の拡充など、道民の学習ニーズに対応した取組を進め、生涯学習に対する認識が深まりつつあります（道民の「生涯学習」の周知度95%）</li> <li>・ 美術館等の所蔵作品をインターネットで公開するとともに、埋蔵文化財情報システムにより埋蔵文化財包蔵地の情報を提供し、広く利用されています。</li> <li>・ 平成17年2月に「第2次北海道生涯学習推進基本構想」を策定し、今後の概ね10年間の生涯学習の方向性を示しています。</li> </ul>	
【主な実績】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村生涯学習推進本部等設置率（平成17年度：44.9%）</li> <li>・ 生涯学習振興奨励費補助金（平成17年度：251件）</li> </ul>	
3 目標の達成度	
達成度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯学習推進体制の整備・充実が図られ、道民の生涯学習に対する意識の高まりがみられてきており、市町村における推進体制の整備、学習機会の充実などの成果が得られました。</li> <li>・ 道民カレッジ学生数は、順調に伸びていますが、目標に達していないこと、また生涯学習推進計画の策定市町村数は、目標に達しているものの、市町村合併に伴い、見直しが必要な市町村も多いことから、今後とも継続した取組が必要です。</li> </ul>
b	

#### 4 施策推進上の主な課題

- ・ インターネットをはじめとする高度情報通信技術が急激に進展しており、今後の生涯学習推進体制におけるIT（情報通信技術）の活用について検討していく必要があります。
- ・ 市町村合併に対応した生涯学習推進体制の整備を進める必要があります。

#### 5 今後の対応方向

- ・ 生涯学習を推進するためには、住民にとって一番身近な市町村の体制整備が必要であり、このことについて、引き続き市町村に対して積極的に支援・啓発していくとともに、団体等の自主的な活動に対する支援に努めます。
- ・ 本道の生涯学習の拠点施設である生涯学習推進センターの機能の充実や市町村とのネットワーク化を推進します。

#### <評価指標の状況>

評価指標の項目	基準年	現在年	目標年
①道民カレッジ連携講座数（講座）	H13 後期 190	H17 前期 832 後期 632	H19 前期 500 後期 500
②道民カレッジ受講者数（人）	H13 8,500	H17 18,004	H19 30,000
③生涯学習推進計画策定市町村数（市町村）	H10 86	H17 164	H19 180
④道立図書館と市町村立図書館とのネットワーク状況（市町村数）	H10 59	H17 180	H19 180 H19 14
⑤公民館の新設等（市町村）（累計：館）	H10 1	H17 14	H19 21
⑥図書館の新設等（市町村）（累計：館）	H10 2	H17 18	H19 15
⑦博物館の新設（市町村）（累計：館）	H10 2	H17 13	

#### 6) 評価に必要なデータの収集方法

通常の行政活動の中で収集している。逆に言えば、データが収集可能な範囲内で指標を設定している。

#### (4) 評価結果の活用・公表方法

##### 1) 評価結果の活用状況

計画の推進管理、重点政策などの政策展開、予算編成、組織機構改正、事務事業の見直し等の事務改善など、教育行政のあらゆる分野に反映するとされている。

A, B, C, D などの評価結果が、予算の増減に直結するほど、評価と次年度予算は連動していない。道全体で行っている事業評価も同様。

また、評価結果を踏まえて、特別に、個別の市町村や学校に指導や助言をすることはない。

##### 2) 県民への公表の実施状況・方法・対象範囲

評価結果は、「第三次北海道教育長期総合計画 推進状況報告書」として取りまとめられるほか、Web サイトでも公表している。

##### 3) 評価結果に対する県民からの意見への対応状況

評価結果に対して、住民から意見が寄せられたことはない。

#### (5) 教育基本計画の評価及び結果の公表における課題

### 1) 計画の評価における課題

評価の基準（A, B, C, D など）が明確ではないことが課題であるとしている。また、何をやったかという指標だけではなく、何をえられたかという成果（変化、改善、向上など）がわかるような評価にする必要があるとしており、平成 20 年度からの新たな計画策定においては、アウトカム指標の導入を検討している。行政資源をどれだけ投入したかという指標だけだと、評価が硬直化し、PDCA の C から A につながらないとの認識を持っている。

また、個別の事業や施策の評価にとどまらず、計画全体を見通した評価を実施することが課題であるとしている。

さらに、通常の行政活動で得られるデータだけでは限界があるので、学力調査などの全国調査は、評価に積極的に活用していきたいとの意向を持っている。

### 2) 結果の公表における課題

住民に関心を持ってもらえるような、評価結果の見せ方の工夫が課題であるとしている。

### 3.2.2 岩手県「第8次岩手県教育振興基本計画」

#### (1) 特徴と得られた示唆

##### 1) 岩手県における教育分野の計画の評価に関する特徴

###### ①教育計画は、総合計画のアクションプランの位置づけ

第8次岩手県教育振興基本計画は、岩手県の総合的な教育行政施策を明らかにするための計画であり、岩手県総合計画「新しい岩手・21世紀のシナリオ」の教育部門に関する具体的な内容を示すもの（アクションプラン）として位置づけられている。

評価指標・目標値についても、第8次岩手県教育振興基本計画に挙げられている評価指標・目標値は、県の総合計画と同一のものとなっている。

###### ②計画の「評価」は、全庁的な仕組みである「政策評価制度」の中で実施

岩手県では、他分野と同様、教育行政に関しても、「政策等の評価に関する条例（平成15年10月9日岩手県条例第60号、平成16年1月1日から施行）」に基づき評価が実施されている。第8次岩手県教育振興基本計画は、総合計画のアクションプランの位置づけであることから、その評価も岩手県の全庁的な仕組みである「政策評価制度」の中で実施されている。

これにより、評価結果の予算への反映も全庁の枠組みの中でなされている。

###### ③政策評価制度とは別途、教育の品質向上に係る評価を実施

教育行政の質の向上策として、教育品質向上運動を実施している。教育品質向上運動は、教育の今日的な閉塞感を打開していく視点に立って、学校経営に関する改革・改善を推進するための体系的な考え方とツールを提供しており、政策評価制度と両立・補完する形でさまざまな取組が進められている。

##### 2) 教育振興基本計画の評価検討に対して得られた示唆

岩手県は、平成11年度の総合計画策定時に、達成度を測る指標を設定している。国内で総合計画にいち早く指標・目標値を取り入れた自治体であるが、その段取りは、原課が指標案を作成し、その指標案をもとに政策主管課が「主要な指標」案を作成、総合計画審議会に諮り策定する、というものであった。当時は庁内外に「成果重視」という概念が十分に浸透しておらず、検討期間も十分ではなかったこともあり、設定された指標はアウトカムのレベルが平準化されていなかったり、目標設定においても短期間で達成可能な目標が設定されていたりする等の課題を残していた。

岩手県では、こうした策定時の課題を解決するために、政策評価委員会を活用している。毎年度の政策評価結果は、政策評価委員会に報告しているが、指標が適切ではないとの意見をを受けた場合には、その都度指標を見直すこととしていた。平成15年度以降は、指標の一部を含む総合計画の基本的な部分を改定するにあたっては議会の議決を必要とすることとなったこともあり、指標の削除は行わずに、適切なものを追加していく方法をとっている。

また、平成17年度に、比較的大規模に指標を見直した際には、原課において議論を尽く



し、ロジックモデルの考え方を活用するなどして設定の根拠の明確化を図り、目標値の設定においても十分に現状を把握した上で目標設定する等、それまでの指標・目標設定の経験を活かした方法を志向している。この場合、庁内で作成した指標の見直し・追加案を、第三者評価機関である政策評価委員会で検討・議論してもらうことによって、指標等の妥当性と決定プロセスの客観性を担保することとした。

教育分野においても、この見直しのときに、第8次岩手県教育振興基本計画策定当初の指標に追加された指標もあり、従来の指標と新しい指標とが混在するという同様の課題を抱えていた。教育委員会では、今後の新計画では現状をしっかりと把握し、めざす姿（最終成果）からロジックを展開する考え方を十分に踏まえて、取組内容や指標を設定したいとしている。

## （2）教育分野の基本計画（以下「教育基本計画」）の概要

### 1）総合計画等との関係

第8次岩手県教育振興基本計画は、岩手県教育委員会の総合的な教育行政施策を明らかにする計画であり、岩手県総合計画「新しい岩手・21世紀のシナリオ」の教育部門に関する具体的な内容を示すもの（アクションプラン）である。

よって、書きぶり、括り方は異なるが、第8次岩手県教育振興基本計画における主な指標は、岩手県総合計画の教育部門に係る主要な指標・数値目標と同一となっている。

### 2）計画の体系

「基本計画」（総論・各論）及び「実施計画」で構成されている。

「基本計画」の総論は、21世紀初頭を展望した岩手県教育の振興方向とそれを実現するための基本的方策、各論は、総論に基づき、教育振興の基本的方策を実現するための施策の方向が示されている。

「実施計画」は、「基本計画」の実効性を確保するため、前期計画期間内に重点的に実施すべき事業を「主要な事業」として選定し、具体的な事業を明らかにしたものである。

### 3）対象分野

学校教育（幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校）、生涯学習、社会教育、体育・スポーツ、文化芸術、文化財が含まれる。

### 4）計画策定のプロセス、策定の体制・主体<sup>58</sup>

平成10年2月、教育委員会が岩手県教育振興基本対策審議会に教育振興基本対策について諮問し、岩手県教育振興基本対策審議会で審議が開始された。決定までに、岩手県教育振興基本対策審議会4回、小委員会座長会議2回、社会教育小委員会、体育・スポーツ小委員会、文化小委員会は各5回、学校教育小委員会6回、が開催されている。

<sup>58</sup> 具体的な策定の経緯、体制・主体等については、「第8次岩手県教育振興基本計画」参照。

平成 10 年 5 月から 7 月にかけて、県民の意向を聴取し、各小委員会等での審議を経て、平成 11 年 9 月に教育委員会議にて第 8 次岩手県教育振興基本計画が決定された。

#### 5) 策定・見直しの時期、計画対象年次

第 8 次岩手県教育振興基本計画は、平成 11 年度を初年次、平成 22 年度を目標年次とする 12 年間の計画であり、前期実施計画は、平成 11 年度を初年次、平成 17 年度を目標年次とする 7 か年計画である。

この間においても、国の財政構造改革等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしているが、これまで計画の見直しは行われていない。教育委員会としては、評価結果と計画に基づく施策との乖離が大きくないこと、また、総合計画の後期実施計画が策定され、重点的な政策項目の多くが同計画に盛り込まれたこと及び総合計画自体の見直しは行われていないことから、現段階では、評価の結果に応じて、計画を見直す必要はないとしている。

#### 6) 計画の範囲（政策、施策、事業）

計画の大枠の範囲は以下のとおりである。

基本目標「一人一人が学びの世界を拓く、心豊かでたくましい人づくり」

－施策の基本方向

- ① 人生を豊かにする生涯学習の推進
- ② ゆとりの中で生きる力をはぐくむ学校教育の推進
- ③ 魅力ある社会教育の推進
- ④ 豊かなスポーツライフの実現
- ⑤ 多様で個性ある文化の創造

第 8 次岩手県教育振興基本計画の施策体系は、図表 3.2.2-1 に示すとおりである。

#### 7) 指標・目標の設定状況と設定プロセス／根拠

県の総合計画で掲げる指標・目標を採用している。第 8 次岩手県教育振興基本計画で掲げる「主要な指標」の数は、全体で 31 指標である。平成 11 年度時点で設定された「主要な指標」には、指標名、現状及び将来数値（現状－H10 年度、将来数値－中間年次 H17 年度、最終年次 H22 年度）が記載されている。

指標設定にあたっては、まず教育委員会で指標案を検討、知事部局の政策評価を担当する課が集約し、総合計画審議会に諮り決定された。しかしながら、平成 11 年当時は国内の行政機関においてまだ成果指標の概念が定着していなかったため、設定された指標のレベルが平準化されていない等の課題が残った。その後は、必要に応じて、岩手県政策評価委員会に諮りながら、整理・追加を実施しており、教育に係る分野評価を実施する際には、追加設定された指標を含む総合計画で掲げる「主要な指標」を活用している。

\*総合計画上で追加された主要な指標例

Ex 授業がよくわかる子どもの割合（小学生）

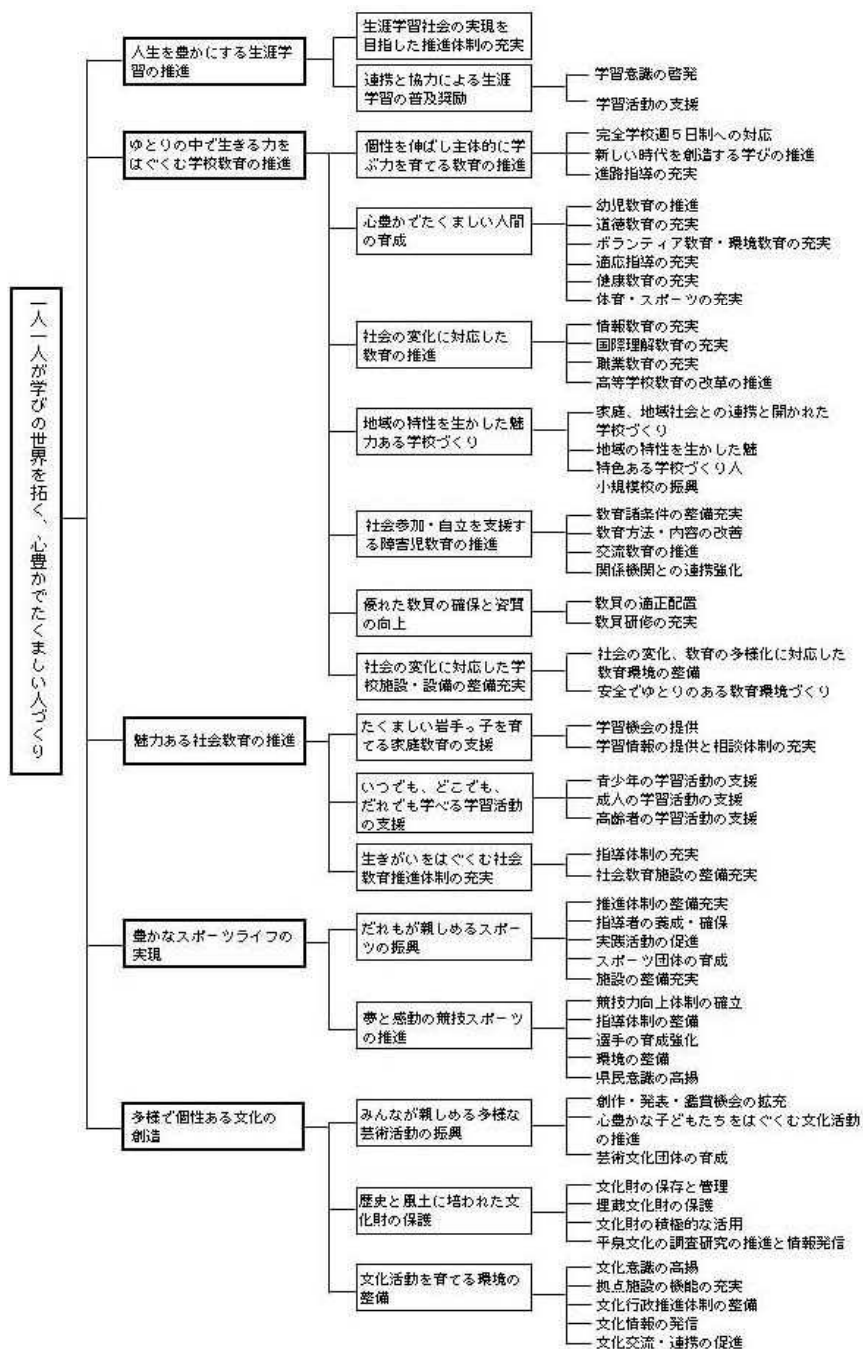
…第8次岩手県教育振興基本計画には未掲載（追加指標）

実績値（H15）30%/H17年度目標値40%-実績値36%

目標値についても、基本的には、教育委員会において妥当性を検討し、教育委員長まで判断を得て、知事部局の政策評価を担当する課（総合政策室）に提案、総合計画審議会や政策評価委員会で意見をきき、（平成15年度以降は）指標の変更等について議会の議決を得る、という流れになっている。

平成11年度時点の第8次岩手県教育振興基本計画の施策の展開に伴う31指標（成果の例示）の一覧は、図表3.2.2-2に示すとおりである。

図表 3.2.2-1 第8次 岩手県教育振興基本計画：施策体系



出典：「第8次岩手県教育振興基本計画＜概要版＞」13ページ

図表 3.2.2-2 第8次 岩手県教育振興基本計画: 主要な指標

施策	指標名	単位	現状及び将来数値			備考
			現状 平成10年度	中間年次 平成17年度	最終年次 平成22年度	
人生を豊かに する生涯学習 の推進	広域学習講座受講者数	人	260,338	442,569	572,734	累計値
	生涯学習県民フェスティバル参加者数	人	53,912	403,912	653,912	累計値
	生涯学習ボランティアセンター登録者活動回数	人	5,603	9,523	11,323	累計値
ゆとりの中で 生きる力をは ぐくむ学校教 育の推進	インターンシップ実施校数	校	26	36	40	高等学校 累計値
	環境学習推進校割合	%	11	100	100	小、中、高等学校
	学校教育相談指導者養成数	人	89	173	233	累計値
	学校給食調理場ドライシステム化率	%	18.7	33.7	39	
	児童の運動能力 (50m走)	秒	9.55	9.38	9.2	小学5年生
	(ソフトボール投)	m	25.81	27.85	29.88	同
	高校生海外研修派遣者数	人	100	160	200	
	学校のインターネット接続割合	%	27.1	100	100	
	伝統芸能の学習に取り組む学校の割合	%	60.2	63.4	70	小、中学校
	県立養護学校高等部設置学校数	校	7	9	10	
	養護学校等卒業者就職率(高等部)	%	22.6	50	70	
	(専攻科)	%	53	90	100	
	教員海外派遣研修参加者数	人	47	437	717	累計値
コンピュータで教えることができる教員の割合	%	26.2	47.5	62.5		
バリアフリー整備校数	校	4	26	49	整備済高校数	
魅力ある社会 教育の推進	家庭教育振興の集い参加者数	人	11,163	18,163	23,163	累計値
	家庭教育アドバイザー養成講座受講者数	人	35	245	396	累計値
	社会教育学級・講座受講者数	人	418,933	565,555	670,285	
	放送大学入学者数	人	1,596	2,700	3,500	
	いわてライフロングカレッジ参加者数	人	1,941	3,000	3,800	累計値
	専任社会教育主事設置市町村数	市町村	37	40	43	
	県民1人当たり図書貸出冊数	冊	2.9	3.24	3.52	公立図書館
豊かなスポー ツライフの実 現	スポーツリーダーバンク登録指導者活用回数	人	11,163	18,163	23,163	累計値
	スポーツ実施率(週1回以上スポーツをした人の割合)	%	45	50	55	
	総合型地域スポーツクラブ加入者数	人	6.8	50.7	50.7	人口1万人当たり
	競技スポーツ指導者養成講習会受講者数	人	90	300	450	累計値
多様で個性 ある文化の創 造	芸術文化事業実施市町村数	市町村	39	51	59	累計値
	史跡公園整備済件数	件	2	3	5	
	県立美術館利用者数	人	-----	400,000	800,000	累計値
	地方文化施設数	館	26	30	34	

出典:「第8次岩手県教育振興基本計画」

## 8) 他組織の計画への反映状況

他の市町村等の計画への反映はない。

### (3) 教育基本計画の評価方法等

#### 1) 評価の体系

知事部局が所管する政策評価システムの中で対応しており、教育委員会独自の方法で評価は実施していない。

#### 2) 評価の対象(政策、施策、事業)

知事部局が実施する仕組みと同様であり、施策推進上の基本単位となる総合計画の分野及び分野を構成する事務事業が評価対象となっている。

### 3) 評価の実施頻度・時期と根拠

知事部局が実施する仕組みと同様、毎年度、4月～7月に実施している。

評価は、政策等の評価に関する条例（平成15年10月9日岩手県条例第60号、平成16年1月1日から施行）に基づき実施されている。

### 4) 評価の体制・主体

知事部局が実施する仕組みと同様、内部評価は教育委員会及び必要に応じて知事部局の政策評価を担当する課（総合政策室）が実施し、外部評価は岩手県政策評価委員会が実施している。

### 5) 評価の方法

総合計画に掲げる「主要な指標」の進捗状況を基本とし、県民意識調査などのほか、社会経済情勢も踏まえた上で、目指していた状況にどれだけ近づいたかという視点から総合的に評価を行っている。

具体的な評価方法、評価手法は以下のとおりである。

#### <施策評価>

- ・分野評価調書を用いて評価を実施。
- ・教育委員会で評価した結果のうち分野を選定して、岩手県政策評価委員会で審議。

#### <事務事業評価>

- ・事務事業評価調書を用いて評価を実施。
- ・教育委員会による自己評価。

#### ① 数値目標の達成状況

数値目標の達成状況で評価する場合の達成度は、

$$\frac{(\text{平成17年度の実績値} - \text{平成14年度基準値})}{(\text{平成17年度の目標値} - \text{平成14年度基準値})} \times 100$$

を基本として算出（小数点以下第1位まで記載）し、算出された達成度をもとに、以下の3区分で評価を実施している。

「A」：達成度が100以上

「B」：達成度が80以上100未満

「C」：達成度が80未満

#### ② 定性的な目標の評価

数値のない定性的な目標については、目標（計画）に対する実績（実施した内容等）により下記区分で評価を実施している。

「a」：計画通り実施

「b」：一部実施

「c」：実施せず

## 6) 採用している評価の視点

平成18年度実施の「分野評価調書」「事務事業評価調書」の評価項目、評価の視点等は、以下のとおりである。

### 【分野評価調書】

#### 評価結果

1. 達成状況－理由
2. 検証 【何がどこまでできたのか。課題は何か。】【取組の妥当性はどうか。】
3. 選択と集中の方向－今後取組を集中させるべき領域／民間や県民等の活動に委ねる領域／分野の取組の方向

#### 分析

1. 主な取組
2. 指標等の状況 (1) 主要な指標 － 実績 $\geq$ 目標：○、実績 $<$ 目標：●  
(2) 県民意識調査 － 満足度 ⑱ $>$ ⑮：○、⑱ $\leq$ ⑮：●  
ニーズ度 ⑱ $\geq$ ⑮：●、⑱ $<$ ⑮：○
3. 全国格差・県内地域課題の有無とその原因
4. 取組の検証 －問題なし：○、問題あり：●
  - ・ 戦略－明確性／方向性／体系
  - ・ 事業－タイミング／実施方法・主体
  - ・ 外部要因
  - ・ 指標－指標の選択／目標値の設定

### 【事務事業評価調書】

- 1 事業概要
  - (1) 事業目的
  - (2) 実施主体
  - (3) 事業内容
  - (4) 事業コスト
- 2 評価結果を踏まえた今後の方向性
- 3 評価結果
  - (1) 事業目標の達成状況
    - ・ 区分：順調 概ね順調 やや遅れている 遅れている
    - ・ 達成状況の分析
  - (2) 事業検証
    - ・ 必要性
    - ・ 有効性
    - ・ 効率性

## 7) 評価に必要なデータの収集方法

教育分野に係るデータは教育委員会で収集している。評価の際には、知事部局が実施する県民意識調査も活用している。

### (4) 評価結果の活用・公表方法

#### 1) 評価結果の活用状況

政策評価結果は、県議会へ報告され、決算審査(10月)に用いられながら、新たな施策・事業の創設や既存の施策・事業の拡充、改善などの検討に活用され、翌年度予算の編成等に反映されている。評価結果の活用状況は以下のとおりである。

##### ○全庁的な仕組みの中での活用状況

- ・ 総合計画審議会、知事への業務説明を踏まえて、重点化の方向を検討している。
- ・ 重点化の方向及び評価結果を予算編成(部局予算枠の算定)に反映させている。
- ・ 議会へ実施状況・反映状況を報告する際に活用している。
- ・ 県民に評価結果・反映状況を公表し、意見を求めている。

##### ○教育委員会としての活用状況

- ・ どこに重点を置くかを決めるときの判断材料のひとつとしている。
- ・ 予算編成だけでなく、人的資源の配分についても活用している。

#### 2) 県民への公表の実施状況・方法・対象範囲

##### ○全庁的な仕組み

##### <評価結果<sup>59)</sup>>

政策評価を所管する知事部局のホームページで、教育分野を含む評価結果を公開している。平成18年度は、

- ・ 政策評価レポート2007【総括編】
- ・ 政策評価レポート2007【分野評価調書編】
- ・ 「40の政策」評価レポート2007

を公表、過年度分もホームページ上で公表している。

##### <政策評価結果の反映状況>

ホームページ上で、「政策評価結果等の政策等への反映状況報告書」(資料⑧)を公表している。

##### ○教育委員会

教育委員会としては別途実施していないが、統計概要は作成し、記者発表の場等で公表している。ホームページでも以下の資料が公開されている。

- ・ 「平成18年度 岩手の教育」
- ・ 「平成18年度 教育行政の概要」
- ・ 「岩手県教育年報(平成17年度版)」

<sup>59)</sup> 「政策評価(平成18年度実績)の実施状況報告書」参照。

### 3) 評価結果に対する県民からの意見への対応状況

ホームページ等で県民の意見を吸い上げる仕組みはあるが、第8次岩手県教育振興基本計画の評価結果に特化した仕組みは設けていない。

#### (5) 教育基本計画の評価及び結果の公表における課題

##### 1) 計画の評価における課題

岩手県教育委員会では、総合計画の教育分野という計画の位置付けや同じ指標設定という考え方から、計画の評価は総合計画と別の評価体系にすべき必要性はないとの考えから、現行の仕組みで問題ないとしている。

##### 2) 結果の公表における課題

現行の仕組みで問題ないとしている。

#### (6) その他

岩手県教育委員会では、総合計画で県全体の教育施策を示しており、総合計画の見直しがない中での教育部門に特化した長いスパンの計画を作る必要性は小さい、としている。

#### (7) 収集した参考資料

##### 【資料】

- ① 第8次岩手県教育振興基本計画 概要版
- ② 第8次岩手県教育振興基本計画
- ③ 岩手県総合計画「新しい岩手・21世紀へのシナリオ」基本構想・基本計画
- ④ 岩手県総合計画「新しい岩手・21世紀へのシナリオ」実施計画
- ⑤ 政策等の評価に関する条例（岩手県条例第60号）
- ⑥ 「岩手県の政策評価システムのあらまし」
- ⑦ 「政策評価（平成18年度実績）の実施状況報告書」
- ⑧ 「政策評価結果等の政策等への反映状況報告書－平成18年度実施」
- ⑨ 「平成16年度政策評価システムと評価結果の政策形成、予算編成への反映の流れ」
- ⑩ 「平成-18年度 岩手の教育」
- ⑪ 「平成18年度 教育行政の概要」
- ⑫ 「岩手県教育年報（平成17年度版）」

- 
- 教育分野の分野評価調書
  - 教育分野（教育委員会・総務部（私学関係））の事務事業評価調書



### 3.2.3 静岡県「静岡県教育計画「人づくり」2010プラン」

#### (1) 特徴と得られた示唆

##### 1) 静岡県における教育分野の計画の評価に関する特徴

計画は、基本構想（基本目標、基本方針、施策の方向性、施策体系）と基本計画（施策）から構成され、事業レベルまでは記載されていない。事業は、毎年度策定される、「教育行政の基本方針と教育予算」で示される。

策定当初は、アウトプット指標が主に設定されていたが、県全体でのニューパブリックマネジメント導入の流れを受け、平成18年度に改定された後期計画では、アウトカム指標への見直しを図った。一部、投入指標（公立学校の耐震化率、静岡型地域スポーツクラブの設置数）が設定されているが、他の計画（耐震化計画、スポーツ振興基本計画）と共通の場合が多く、予算の裏づけがある。

また、計画の評価のために、毎年度、実施状況調査（児童生徒、教員、学校、20歳以上の一般県民対象）を実施している

##### 2) 教育振興基本計画の評価検討に対して得られた示唆

中間年度で計画全体を見直し、かつ、計画では、細かい事業までは記載せず、事業及び予算については、毎年度の評価結果を踏まえて、「教育行政の基本方針と教育予算」で示すことで、効果的、かつ時代を捉えた施策展開を行っている。また、評価の時期を、翌年度の事業、予算への反映を見越したスケジュールに変更するなど柔軟に対応し、評価と一体になった計画の推進に取り組んでいる。

評価方法としては、目標の達成度に加えて、それらを踏まえて、施策体系の妥当性（目標達成に向けた手段の妥当性）を評価（担当者による定性評価）することで、単独の施策の評価にとどまらず、計画全体としての評価に取り組んでいる。また、評価体系は独立しているものの、評価手法（指標の設定方法等を含む）については、県全体として共通の指針、マニュアルを示している。

さらに、計画の県内への浸透を図るため、各学校が学校経営計画を策定する際に数値目標を設定するが、計画に設定された数値目標の中から選んで設定するように依頼している。

#### (2) 教育分野の基本計画（以下「教育基本計画」）の概要

##### 1) 総合計画等との関係

県総合計画「魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン」が後期5ヵ年計画の教育分野を踏まえて策定された。県総合計画の改訂を受けて、平成16年度に予定されていた策定を2年前倒しで策定している。

##### 2) 計画の体系

第Ⅰ部が基本構想、第Ⅱ部が基本計画となっている。

### 3) 対象分野

学校教育（幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校）、生涯学習、家庭教育、社会教育（文化・スポーツ）、現代の重要課題に関する教育が対象分野となっている。

### 4) 計画策定のプロセス、策定の体制・主体

策定の期間は、約2年間である。指標の設定、推進状況調査等、策定段階から評価を想定して策定された。また、策定主体は教育委員会であり、有識者等による委員会（教育改革推進懇話会）を設置し、助言を仰いだ。

### 5) 策定・見直しの時期、計画対象年次

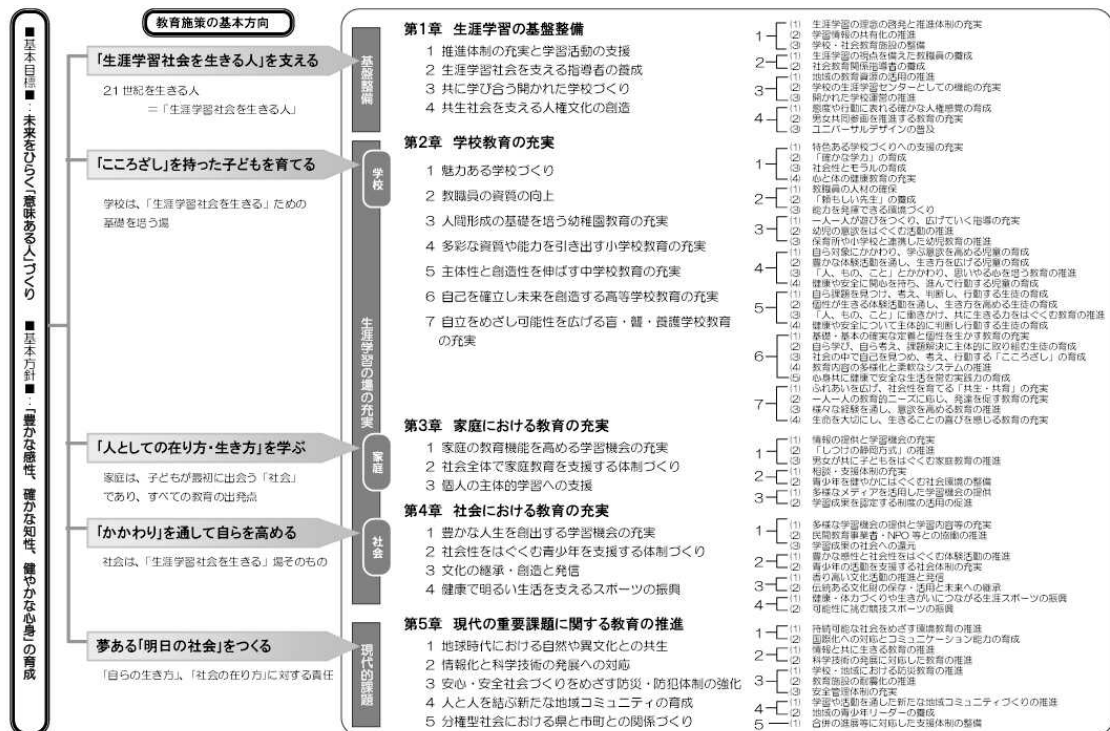
計画の期間は、平成14年度から平成22年度までの9ヵ年である。中間年度に見直しを行い、現在は、「人づくり」2010プラン後期計画が策定されている。「第I部基本構想」を含め、計画全体が見直しの対象となった。

### 6) 計画の範囲（政策、施策、事業）

基本構想では、基本目標、基本方針、施策の方向性と体系を記載し、基本計画で、施策を記載している。事業レベルまでは記載していない。

個別の事業については、年度ごとに策定する「教育行政の基本方針と教育予算」で別途、示される。施策体系は、既存の施策や事業にとらわれず、理念を達成するために必要な施策を体系化した。施策体系は、図表3.2.3-1の通り。

図表 3.2.3-1 「人づくり」2010プラン後期計画施策体系



出典:「人づくり」2010プラン、23ページ

## 7) 指標・目標の設定状況と設定プロセス／根拠

指標が設定可能な施策については、指標と現状値及び、2010年目標値を設定している。当初プランはアウトプット指標が多く設定されていたが、県全体でのNPM導入に伴い、改定後の後期プランでは、アウトカム指標にシフトした（例：当初計画「環境教育・環境学習の実施率」→後期計画「環境を守ることの大切さを理解した行動をしている」と答える児童生徒の割合）

前期計画では64指標、改訂後の後期計画では67指標が設定されている。投入指標については、耐震化計画（公立学校の耐震化率）、スポーツ振興基本計画（静岡型地域スポーツクラブの設置数）など、他の計画と共通の指標の場合が多く、その場合は、予算の裏づけがある。ただし、すべての投入指標に予算の裏づけがあるとは限らない。

### アウトカム指標設定の考え方（全分野共通）

#### 数値目標見直しの考え方（総合計画と共通）

##### (1) 目的が示す状態を表しているか

政策ロジックモデルの考え方に基づき、指標としての妥当性を評価

##### (2) 県民からみて分かりやすいか

目的を新公共経営（NPM）の考え方に基づく社会目標（県民と県が協働で目指すもの）に改定したため、数値目標も県民がわかりやすい表現に配慮

##### (3) アウトカム指標になっているか

① 外部専門家の意見を踏まえて、原則的にアウトカム指標に統一（設定が困難な指標については、代替手段として県民アンケートを実施）

② 必ずしもアウトカム指標の設定が適切でない場合、i 県の取組が目的の実現に向けた初期段階の場合、ii 県（行政）が主として目的実現のために政策手段を有している場合は、中間的なアウトカム指標を設定

③ 上記 i ii の両方に該当する施策の場合には、アウトプット指標を採用

### 指標例

#### ■特色ある学校づくりの支援の充実

- 「学校が楽しい」とこたえる児童生徒（小・中）の割合
- 「学校生活に満足している」とこたえる生徒（高）の割合
- 中高一貫教育の実施地区数

#### ■「確かな学力」の育成

- 全国規模の学力テストで、全国平均を上回る科目の割合
- 「授業がわかる」とこたえる児童生徒の割合
- 児童生徒の1ヶ月の読書冊数
- インターネットラーニング「あすなる学習室」へのアクセス件数

## 8) 他組織の計画への反映状況

県教育委員会と市町教育委員会は対等な関係であることが原則であるため、市町の教育行政の具体的な方針について、県教育委員会が指示することはできないが、『人づくり』2010プラン後期計画』を市町に配布するとともに、概要版を全教職員に配布し、県の教育行政の方向性について周知を図っている。

また、県立学校が学校経営計画の中で数値目標を設定する際、2010プランに示した成果指標のうち、毎年度策定する「教育行政の基本方針と教育予算」の主要施策に関連するものを選んで設定しているが、市町立学校に対しても、各市町教育委員会の協力を得て、県立学校と同様に、県の教育方針を踏まえた数値目標を設定するよう依頼し、各年度の実績値についても一元的に調査している。

### (3) 教育基本計画の評価方法等

#### 1) 評価の体系

評価手法については、総合計画の評価手法を踏襲している。ただし、評価の体系は教育分野として独立している。

総合計画では、教育プランの指標の一部を用いており、総合計画での指標の選択は、マニュアルに基づいて教育委員会が案を作成し、企画部（総合計画担当部局）が決定する。その際、外部アドバイザー（明治大学公共政策大学院 北大路教授）の指導を受ける。

#### 2) 評価の対象（政策、施策、事業）

毎年度の評価は、各施策に設定された成果指標の進捗状況が対象である。また、計画の見直しにおいては、既存施策体系や施策にとらわれず、まずは、社会背景を踏まえて、基本構想を改定し、目標を達成するための施策と施策体系を再度検討した。

#### 3) 評価の実施頻度・時期と根拠

毎年度、実施状況調査を実施している。評価の時期や頻度については、計画の中には記載されていないが、実施状況調査と評価については策定段階から設計されていた。

また、当初は、年度末のみに調査を実施していたが、評価の時期を見直し、新たに中間評価を行うとともに、年度内に評価を実施し、次年度予算に反映するようにした。

#### 4) 評価の体制・主体

評価主体、結果の最終確定は教育委員会である。外部有識者会議（教育改革推進懇話会）は、アドバイザー的位置づけとなっており、議会（常任委員会）には事前に報告をするものの、指摘を受けて評価結果を変更することはない。

#### 5) 評価の視点と方法

評価の視点は、目標の達成度と施策体系の妥当性である。目標の達成度については、実施状況調査を実施し、指標の達成度を評価する。施策体系の妥当性については、目標の達

成度を踏まえて、目標達成に向けた手段の妥当性を担当部署が定性的に評価する。

## 6) 評価に必要なデータの収集方法

実施状況調査を実施し、評価に必要なデータを収集している。調査の対象は、学校（悉皆）、教員（抽出）、児童生徒（抽出）、20歳以上の県民（抽出）である。実施状況調査は、計画の評価のために行われている調査であり、策定段階から計画とセットで設計されていた。県民意識調査は、外部委託で行っている。

### （4）評価結果の活用・公表方法

#### 1) 評価結果の活用状況

評価結果は、施策の進捗を評価し、翌年度に重点的に取り組む施策を検討するのに活用している。重点的に取り組むべき施策は、ブレイクダウンされ、各年度の「教育行政の基本方針と教育予算」において事業と予算に反映される。

また、各学校は、学校経営計画を策定する際に数値目標を設定するが、計画に設定された数値目標の中から選んで設定するように定められている。

#### 2) 県民への公表の実施状況・方法・対象範囲

推進状況調査の結果をホームページで公開している。市町、学校など、個別の結果は公表していない。

#### 3) 評価結果に対する県民からの意見への対応状況

意見が寄せられることは特にない。

### （5）教育基本計画の評価及び結果の公表における課題

#### 1) 計画の評価における課題

アウトカム指標は、その変化と施策や事業との因果関係までは特定できないため、施策や事業の直接的なパフォーマンスの評価が難しい点が課題であるとしている。また、成果指標は、目安として捉える姿勢が重要であり、1%の増減に振り回されない姿勢が重要であるとしている。

#### 2) 結果の公表における課題

現状の仕組みで特に問題はないとしている。

### 3.2.4 島根県「しまね教育ビジョン21」

#### (1) 特徴と得られた示唆

##### 1) 島根県における教育分野の計画の評価に関する特徴

計画は、総論（理念、政策）と各論（施策、事業）から構成されている。平成19年度には主に各論を対象とした見直しを実施する予定である。

各事業には可能な範囲で数値目標を設定している。数値目標は、中間年度の平成19年度までの目標値が設定されており、最終年度の目標値は、それまでの達成状況を踏まえ、各論の見直しに合わせて再設定する。

評価は、数値目標の達成度を主たる視点とし、毎年度実施される。評価に当たっては、必要なデータを収集するために、アンケート調査を行うとともに、県民意識調査なども活用している。

##### 2) 教育振興基本計画の評価検討に対して得られた示唆

本計画の評価は、達成度に視点を絞り、事業の費用対効果等の効率性の評価は、総合計画で実施している。総合計画の評価は、本計画の評価に際して行われる調査結果をもとに実施されており、評価結果は今後の方向性の参考となっている。

今後は、県民へのわかりやすさという観点から、指標・数値目標は数を減らす方向で検討しているとのことである。

#### (2) 教育分野の基本計画（以下「教育基本計画」）の概要

##### 1) 総合計画等との関係

島根県総合計画の分野別実施計画として位置づけられている。本計画と島根県総合計画は、位置づけの違いなどから、数値目標は一致していない指標もある。

##### 2) 計画の体系

総論と各論から構成されている。総論では、島根県の教育を進める理念と目指す方向性を記載し、各論では、基本理念、基本目標に基づき展開する施策に関して、基本的な考え方や今後の取組について記載している。

##### 3) 対象分野

学校教育（幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校）、家庭教育、文化・スポーツ。子どもの教育が対象であるため、成人を対象とした生涯学習は含まれない。

##### 4) 計画策定のプロセス、策定の体制・主体

策定期間は、1年間で策定した。その間、島根県総合教育審議会全体会5回、部会を2回開催し、県議会での報告、説明等を6回実施した。また、パブリックコメント1回、地

域公聴会 6 地域、Web モニター（約 2 週間）、広報誌「教育しまね」アンケート 1 回、学校視察などを実施し、県民、学校現場の意見を収集した。

島根県総合教育審議会「今後 10 年間を見通した島根県教育の在り方について（答申）」を踏まえて、島根県教育委員会が策定した。

## 5) 策定・見直しの時期、計画対象年次

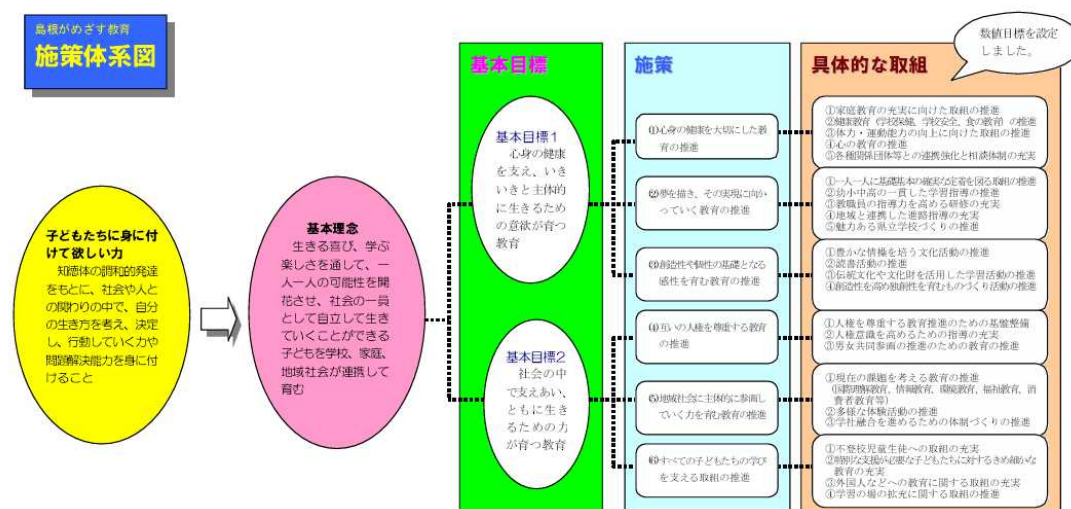
平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間の計画であり、中間年度の平成 19 年度に見直しを実施する。各論での取組の数値目標は、平成 19 年度までの向こう 4 年間で設定しており、以降の数値目標については、達成状況を踏まえて設定する。

中間年度の見直しは、各論が主であり、併せて関連する部分の総論の見直しを行うこととしている。

## 6) 計画の範囲（政策、施策、事業）

総論では、基本理念、基本目標、及び、目標を達成するために推進する施策について記載し、各論では、具体的な取組について記載している。施策体系は、図表 3.2.4-1 の通り

図表 3.2.4-1 しまね教育ビジョン 21 施策体系図



出典：しまね教育ビジョン 21、6～7 ページ

## 7) 指標・目標の設定状況と設定プロセス／根拠

数値目標は、担当課が案を作成し、審議会での議論を経て設定した。「具体的な取組」には、原則として、個々に数値目標を設定している。策定段階で数値目標が設定するのが難しい取組（例えば、(2) ⑤魅力ある県立学校づくりの推進）など、予算が絡むハードに関する指標については、策定段階で数値目標を設定し難いとしている。

## 指標例

### 1. 心身の健康を大切にした教育の推進

#### (1) 家庭教育の充実に向けた取組の推進

##### (ア) 保護者の学習機会や相談体制等の充実・強化

「すこやか育児テレフォン」の開設日数

平成 14 年度 242 日／年 平成 19 年 292 日／年

##### (イ) 家庭教育に関する広報の充実

啓発テレビ番組平均視聴率 平成 14 年度 6% 平成 19 年度 8%

##### (ウ) PTA など関係団体への支援

PTA 指導者研修会参加者 平成 14 年度 800 人／年 平成 19 年度 1,100 人／年

## 8) 他組織の計画への反映状況

他の市町村等の計画への反映は特にない。

### (3) 教育基本計画の評価方法等

#### 1) 評価の体系

評価は、教育委員会で行っており、県全体の行政評価とは異なる体系で行っている。指標、数値目標についても、県全体の行政評価とは異なるものがある。県全体の行政評価は、事業の今後の方向性の参考となるので、個別の事業のパフォーマンスが評価の視点である。一方、しまね教育ビジョン 21 の評価は、教育政策の大きな方向性について評価を行う。明確に住み分けをしているわけではないが、結果としてそうなっているとしている。

今後の見直しに際しては、多くの指標を設定していたが、数値目標は設定数を整理していく方向で検討しているとのこと。あまり多くの指標や数値目標があると、調査に係る事務作業量が膨大になるという現実的な問題もあるとしている。

#### 2) 評価の対象（政策、施策、事業）

「具体的な取組」が主な評価対象である。平成 19 年度の見直しについては各論部分、主に具体的な取組について見直しを行うとしている。

#### 3) 評価の実施頻度・時期と根拠

毎年度、評価を実施している。2～3 月に調査、4～8 月に集計・評価、9 月以降に公表を行う。

#### 4) 評価の体制・主体

評価主体、評価結果の確定は、島根県教育委員会である。また、外部機関として、「島根県総合教育審議会」を位置づけ、重要事項の審議を行う。

#### 5) 評価の視点と方法



評価は、担当課による内部評価により行われる。「具体的な取組」にある事業の数値目標の達成度が主な評価の視点であり、費用対効果等の効率性については、県全体の行政評価で行っている。

#### 評価結果例

番号	数値目標項目	対象校	平成14年度実績値	平成18年度実績値	平成19年度目標値	担当課
<b>《家庭教育の充実に向けた取組の推進》</b>						
1	「すこやか育児テレホン」の開設日数		242日	243日	年間292日	保健体育課
2	啓発テレビ番組平均視聴率		6%	6.6%	8.0%	生涯学習課
3	P T A指導者研修会参加者		800人	973人	年間1,100人	生涯学習課
<b>《健康教育(学校保健、学校安全、食の教育)の推進》</b>						
4	外部の専門家による薬物乱用防止教室の開催割合	中	50.0%	40.2%	100%	保健体育課
5		高	71.1%	57.5%	100%	保健体育課
6	危機管理マニュアル(学校防犯)の作成率	小	90.1%	97.4%	100%	保健体育課
7		中	80.5%	96.3%	100%	保健体育課
8		高	82.1%	96.6%	100%	保健体育課
9	学校保健委員会の設置割合(地域を含む)	小	70.6%	76.7%	80%	保健体育課
10		中	54.5%	67.3%	65%	保健体育課
11		高	91.2%	83.0%	95%	保健体育課
12	健康相談活動に専門医等からアドバイスを受けることができる体制の整備率		—	100%	100.0%	保健体育課
13	「朝食を毎日とる」児童の割合(小学校)	小	96.0%	96.6%	極力100%に近づける	保健体育課
14	学校栄養職員等とのチームティーチングで食に関する指導を実践した学校の割合(小学校)	小	54%	70%	100%	保健体育課
15	学校給食への地場産物の活用割合		20%	25%	25%	保健体育課

#### 6) 評価に必要なデータの収集方法

数値目標の達成度を図るために必要な項目について、毎年度、アンケート調査を実施している。また、県民意識調査なども活用している。

#### **(4) 評価結果の活用・公表方法**

##### **1) 評価結果の活用状況**

評価結果は、翌年度の事業の見直しに活用している。策定時に設定された数値目標を変更されたことはない。

事業の方向性への反映という点では、主に、県全体の行政評価で行われる事務事業評価の結果が反映される。しまね教育ビジョン21の評価結果は、県全体の行政評価の客観データという位置づけであるとしている。

評価結果を踏まえた、市町村教育委員会や学校など、個別の組織への指導は、各担当課が行っている。

##### **2) 県民への公表の実施状況・方法・対象範囲**

ホームページで評価結果を公開している。また、市町村、学校など、個別の結果は公開していない。

##### **3) 評価結果に対する県民からの意見への対応状況**

総合教育審議会等を通じて意見への対応を行っている。ホームページ等で県民の意見を吸い上げる仕組みはあるが、しまね教育ビジョン21の評価結果に特化した仕組みは設けていない。

#### **(5) 教育基本計画の評価及び結果の公表における課題**

##### **1) 計画の評価における課題**

評価結果を次にどう活かすかという点が課題であるとしている。

また、島根県総合計画の評価（県全体の行政評価）と「しまね教育ビジョン21」の評価は、一部異なる指標、数値目標を用い、異なる体系で行っている。県全体の行政評価は各事業のパフォーマンス、しまね教育ビジョン21は、教育行政の方向性を県民にわかりやすく説明するという趣旨の違いはあるものの、事務作業量の負荷なども考慮し、今後は、整理して行うことが望ましいとしている。

##### **2) 結果の公表における課題**

多くの指標や数値目標を設定しているが、わかりやすい結果の公表の仕方が課題であるとしている。

### 3.2.5 宮崎県「宮崎の教育創造プラン」

#### (1) 特徴と得られた示唆

##### 1) 宮崎県における教育分野の計画の評価に関する特徴

「宮崎の教育創造プラン」(総論・各論)と「戦略プロジェクト」(実施計画)から構成され、学校教育を中心として策定している。ただし、「家庭教育への支援」や「就学前教育の充実」、「子どもの存在感の高揚を図る活動の場と機会の提供(地域社会における教育)」も含む。プラン自体に指標は明示していない。

評価は、全庁的に実施する「政策評価(施策評価)」によって施策の実現状況を総合的に把握する。指標化できない成果については、施策の「達成率」を判断し、成果指標と併せて総合的に評価する。

学校、家庭、地域を対象に、プラン推進に係る調査を毎年実施し、各施策等の実施状況を把握し、政策評価の成果指標のデータとして活用している。進捗状況は、A:順調、B:概ね順調、C:一部に努力を要する、D:全体的に努力を要する、の4段階で評価し、説明欄に課題や今後の展開方向を記述する。

「政策評価」の結果が十分でない場合、施策の構成事業の改善・充実に配慮する。ただし、新規・改善事業については、緊急性・必然性等を考慮した上で財政当局と十分協議を行う。

##### 2) 教育振興基本計画の評価検討に対して得られた示唆

プランの実施状況把握のために、学校・家庭・地域社会を対象とした大規模なアンケート調査を実施し、政策評価(施策評価)における「成果指標」の設定に役立てるとともに、市町村教育委員会の施策策定の際の指針や学校・家庭・地域社会における教育実践の指針や参考としている。

政策評価の指標は、数値化が可能な成果指標だけでなく、指標化できない成果についても達成率を判断し、総合的な評価を実施している。

#### (2) 教育分野の基本計画(以下「教育基本計画」)の概要

##### 1) 総合計画等との関係

教育分野の基本計画である「宮崎の教育創造プラン(平成15年度～24年度)」は第5次宮崎県総合長期計画(平成13年4月～平成17年3月)が目指す人づくりを踏まえ、宮崎県教育の「基本指針」として策定された。現県総合計画「新みやざき創造計画(平成19年4月～)」における教育部門の施策は「宮崎の教育創造プラン」の具現化のための「戦略プロジェクト」(実施計画)の施策に焦点化して策定されている。

##### 2) 計画の体系

「宮崎の教育創造プラン」(総論・各論)及び「戦略プロジェクト」(実施計画)から構

成されている。

### 3) 対象分野

学校教育（幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校）を中心として策定している。ただし、プランを推進するための基盤となる「学校と家庭・地域社会との連携推進」の視点から、「家庭教育への支援」や「就学前教育の充実」、「子どもの存在感の高揚を図る活動の場と機会の提供（地域社会における教育）」にも言及している。

### 4) 計画策定のプロセス、策定の体制・主体

県教育庁教育企画室（平成13年～平成16年）を中心にプラン策定した。詳細の策定プロセスは以下に示す通りである。

#### ➤ 策定プロセス

- 有識者等からなる「宮崎の教育創造懇話会」（平成13年～14年）より意見を聴取し、目指す子ども像、施策を創造する視点等を検討
- 小・中・高校生、保護者、教諭、県民合計3,500名を対象とした宮崎県教育に関する「意識・ニーズ調査」（平成13年9月～10月）を実施
- 教育庁各課室長補佐をメンバーとする「宮崎の教育創造プラン策定委員会」における検討により、プランの全体調整
- プラン策定途中における「骨子案」及び「プラン案」については「市町村教育委員会」、「校長会」、「保護者等」へ提示・説明、及び意見聴取を実施

### 5) 策定・見直しの時期、計画対象年次

プランの策定期間は平成13～14年度。

プランの対象とする期間は、平成15年度を初年度とし、平成24年度を目標年次とする10年間となっている。

施策や個々の事業については、毎年度全庁的に実施する「政策評価（施策評価）」の結果を踏まえて、見直しを行っている。

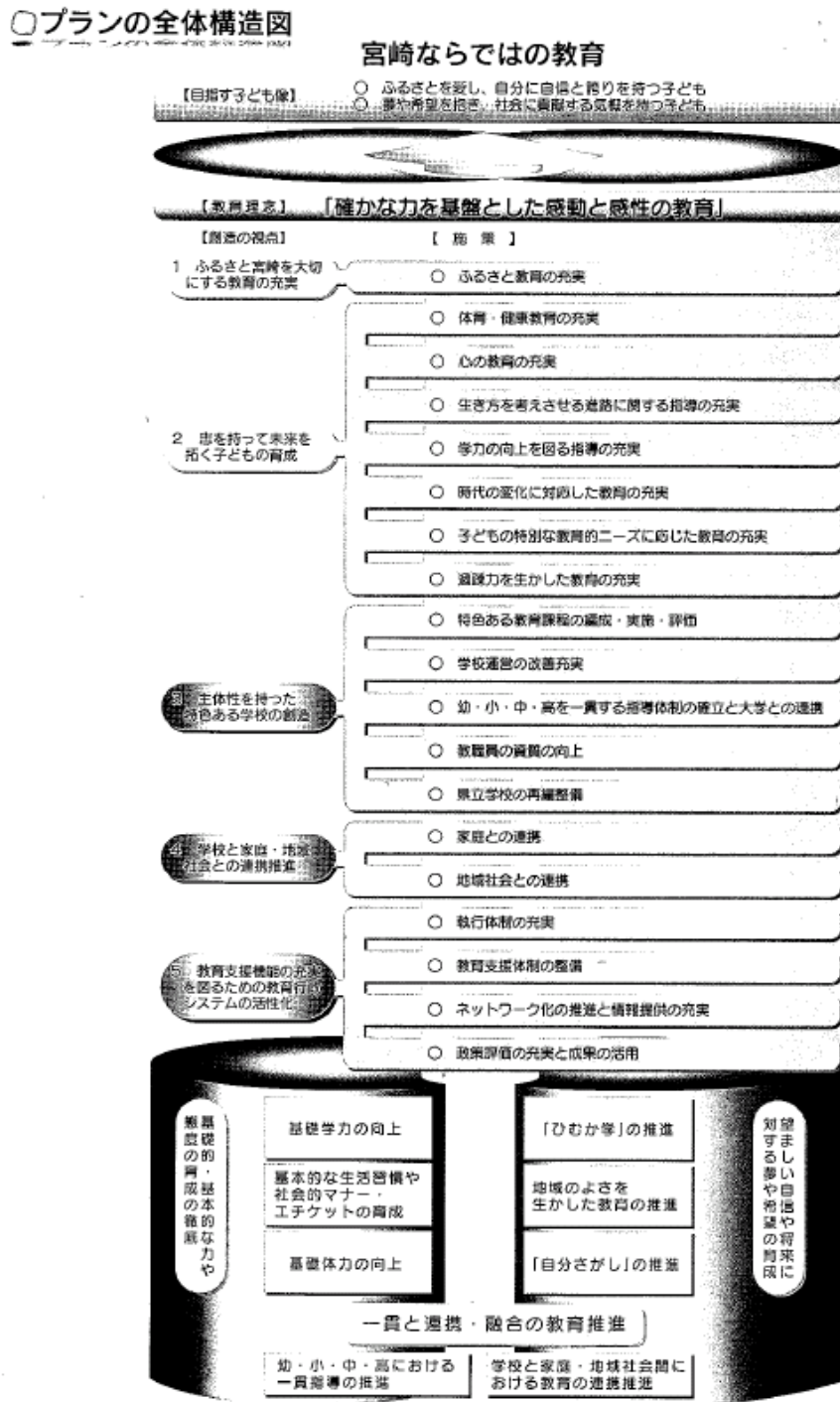
### 6) 計画の範囲（政策、施策、事業）

基本計画では、施策の方向として「施策」レベルまでを表記している。

具体的には、総論で、創造の視点を設け、それぞれの視点設定のねらいや視点に係る現状と課題を述べて施策を示すとともに、その施策推進の基盤として、全県的に推進する重点課題を掲げている。さらに各論において、創造の視点に基づいて各施策それぞれについて「基本的な考え方」を示し、導きだされた施策の方向について「現状」と「課題」を整理し、課題解決のための方策を「施策の展開」として明示している。

プランの全体構造は図表3.2.5-1の通り。

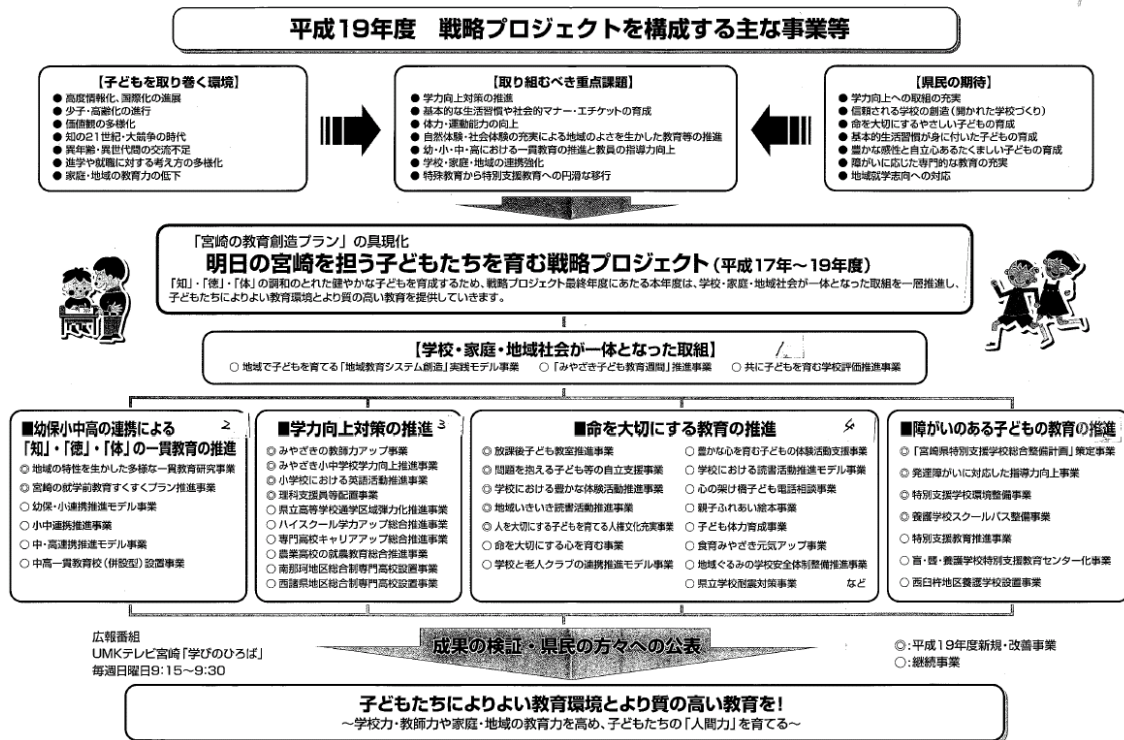
図表 3.2.5-1 プランの全体構造図



出典:「宮崎ならではの教育」パンフレット

なお、具体的事業については、「戦略プロジェクト」（実施計画）において毎年度具体化している。戦略プロジェクトの構成図は図表 3.2.5-2 の通り。

図表 3.2.5-2 戦略プロジェクトの構成図



出典：「平成19年度はばたけ！宮崎の子どもたち」パンフレット

## 7) 指標・目標の設定状況と設定プロセス／根拠

「指標」については「宮崎の教育創造プラン」には明示していないが、全庁的に実施する「政策評価（施策評価）」により、プランの施策の実現状況を総合的に評価している。

政策評価（施策評価）における「成果指標」は、プランの各施策等における学校・家庭・地域の実施状況等を把握するために毎年行っている「『宮崎の教育創造プラン』の推進に係る調査」の結果を参考にして設定されている。

## 8) 他組織の計画への反映状況

市町村教育委員会においては、地域の実情に応じ、「施策全体」または、「施策の一部」を教育基本計画の「指針」として活用している。たとえば、日向市教育委員会では「宮崎の教育創造プラン」を踏まえて「ひゅうが学校教育プラン」を策定しており、美郷町教育委員会でも宮崎の教育創造プランを基本として「教育施策」に取り組んでいる。

また、各学校においては、プランに示す「目指す子ども像」や「教育理念」を学校経営の基調に位置づけるとともに、「戦略プロジェクト」（実施計画）推進の観点から、施策（取組事項）の重点化・焦点化に活用されている。

### (3) 教育基本計画の評価方法等

宮崎県の全庁的な「政策評価」により、「宮崎の教育創造プラン」の各施策についての評価を実施しているため、以下、宮崎県の平成19年度の政策評価の方法について記載する。

#### 1) 評価の体系

宮崎県の全庁的な「政策評価」により、「宮崎県教育創造プラン」の各施策についての評価を実施している。

#### 2) 評価の対象（政策、施策、事業）

「宮崎の教育創造プラン」における5つの「創造の視点」のうち、創造の視点1～4の4つの視点を構成する施策を対象として、前年度「施策」について評価を実施している。

#### 3) 評価の実施頻度・時期と根拠

毎年4月から8月にかけて実施。条例等は制定されていない。

#### 4) 評価の体制・主体

まず、各施策の担当課室長が評価シート作成によって「自己評価」を実施し、その後、学識経験者から構成される「評価委員会」による「第三者評価」を実施することとしている。

#### 5) 評価の視点と方法

主として、各施策とも「成果指標」を設定し、その「実現状況」により評価する「実績評価」（アウトカム評価）を採用している。評価の視点としては、「有効性」と「効率性」を中心に評価するとしている。また、「指標化」できない成果についても、成果指標と同様に施策の「達成率」を判断し、「成果指標」と併せて総合的に評価するとしている。

成果指標の例は図表 3.2.5-3 の通り。

図表 3.2.5-3 成果指標の例

<p>■学力の向上を図る指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○公立小・中学校における授業の「よく分かる・大体わかる」児童・生徒数の割合 (%) (小学校5年生)</li><li>○公立小・中学校における授業の「よく分かる・大体わかる」児童・生徒数の割合 (%) (中学校2年生)</li><li>●指標で表すことが困難な成果<ul style="list-style-type: none"><li>・学力向上については、県教育委員会の行う研修会に加え、各学校における校内の研究授業や教師の研究団体である教科等の研究会においても指導力向上に努めており、報告書や研究紀要等から一定の成果を得ている。</li></ul></li></ul> <p>■学校と家庭・地域社会との連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○地域の窓口となる担当者を置いている公立学校の割合 (%)</li><li>●指標で表すことが困難な成果 (一部抜粋)<ul style="list-style-type: none"><li>・学校の総合的な学習の時間等において、全公立幼・小・中・県立高校において延べ13,424人の地域人材を活用し、地域に根ざした教育の充実に努めており、概ね想定した成果を得ている。</li></ul></li></ul>
---

具体的には、各施策の達成状況について、A：順調、B：概ね順調、C：一部に努力を要する、D：全体的に努力を要する、の4段階で評価し、説明欄に課題や今後の展開方向を記述する。評価結果の例は図表 3.2.5-4 の通り。

図表 3.2.5-4 評価結果の例

■学力の向上を図る指導の充実（H19 年度政策評価シートから一部抜粋）

推進状況	説明欄（課題や今後の展開方向に関する記述を含む）
<input type="checkbox"/> A. 順調 <input type="checkbox"/> B. 概ね順調 <input checked="" type="checkbox"/> C. 一部に努力を要する <input type="checkbox"/> D. 全体的に努力を要する	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の基礎的・基本的な学習内容の確実な定着については、各学校において、県の学力調査の結果から改善計画に基づいた学力向上のための授業の工夫改善や研究授業の実施に努めている。</li> <li>教員の指導力の向上については、各事務所単位で「教員の指導力を高める授業研究会」を行うなど、指導方法の工夫改善に努めている。高校では生徒の学力向上と教師の指導力向上のために、学力向上推進校9校を指定するとともに、教科指導力向上支援教員を任命して、授業公開や研修会を実施している。また、支援教員を講師として、合同学習会を開催している。</li> </ul>

■学校と家庭・地域社会との連携推進（H19 年度政策評価シートから一部抜粋）

推進状況	説明欄（課題や今後の展開方向に関する記述を含む）
<input type="checkbox"/> A. 順調 <input checked="" type="checkbox"/> B. 概ね順調 <input type="checkbox"/> C. 一部に努力を要する <input type="checkbox"/> D. 全体的に努力を要する	<ul style="list-style-type: none"> <li>「県民との協働による『元気なみやざき子ども』育成システム」の創造を目指すため、「みやざき子ども教育週間」による県民が子どもの教育について考える機会の提供や、地域で子どもを育てる「地域教育システム創造」実践、地域ぐるみの学校安全体制についての取組みを推進している。これらの取組みの推進・充実により、学校・家庭・地域社会が連携して子どもの健全育成に当たろうとする気運をさらに高めていく必要がある。</li> <li>各学校においては、自己評価による学校評価の実施率が高いが、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するためには、自己評価結果の公表と保護者や地域住民等による外部評価の実施等、保護者や地域住民が参画する学校評価システムの一層の推進が必要である。</li> </ul>

6) 評価に必要なデータの収集方法

政策評価の「成果指標」のデータは、各課室が独自に収集するほか、「宮崎の教育創造プランの推進に係る調査」により毎年度総合的に把握している。

■『宮崎県教育創造プラン』の推進に係る調査

調査対象は、学校（国・公立の幼稚園、小学校、中学校と県立学校（高等学校、盲・聾・養護学校、中等教育学校）、家庭（上記学校種の保護者）、地域住民で、平成18年度は学校に495票、家庭に493票、地域に273票配布し、学校495票（回収率100%）、家庭367票（74.4%）、地域170票（62.3%）を回収した。

調査では、図表 3.2.5-5 の通り、施策評価の指標と関連付けた質問を行った。



図表 3.2.5-5 調査質問内容

施策等	質問内容	政策評価との関連
ふるさと教育の充実	○ふるさと教育の充実に関して、学校独自の教材を開発し、それを活用した教育活動に取り組んでいますか。	○施策「郷土の特性を生かした教育の充実」において実施している学校数の割合を「成果指標」として活用。
学校と家庭・地域社会との連携推進	○地域との窓口となる担当者を校務分掌に位置づけていますか。	○施策「学校と家庭・地域社会との連携推進」において、実施している学校数の割合を「成果指標」として活用

#### (4) 評価結果の活用・公表方法

##### 1) 評価結果の活用状況

「政策評価」の結果が十分でない施策については、構成事業の改善・充実に配慮している。ただし、厳しい財政状況を踏まえ、新規・改善事業については、緊急性・必然性等を考慮した上で財政当局と十分協議を行うこととしている。

##### 2) 県民への公表の実施状況・方法・対象範囲

「政策評価」の結果は、県庁ホームページに掲載し、「プランの推進に係る調査」の結果は、同様にホームページに掲載するとともに、市町村教育委員会、学校ほか関係機関に報告書冊子を送付している。

##### 3) 評価結果に対する県民からの意見への対応状況

「評価結果」についてのみの意見聴取は特に実施していない。ただし、教育庁総務課内に専用電話「学校の声」を設け、教育施策や学校改革等に係る幅広の提言を聴取している。

## （５）教育基本計画の評価及び結果の公表における課題

### １）計画の評価における課題

平成 19 年度政策評価については、全庁的な政策評価システムの中で、「宮崎の教育創造プラン」の施策体系に準じて評価し、県民への公表等を行うことができたが、次年度からは宮崎県総合計画における「戦略」に即した評価へと変更される予定である。

このことにより、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴う、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」については、県教育行政における取組の結果責任・説明責任をしっかりと果たすと共に、事務局職員の負担等も考慮のうえ、よりよい手法を検討していく必要がある、との指摘があった。

### ２）結果の公表における課題

知・徳・体の調和の取れた子どもを育成するため、時代や社会のニーズ等を踏まえ、「宮崎の教育創造プラン」に示す施策を重点化・焦点化を図りながら、「戦略プロジェクト」において、教育施策を一体的・総合的に推進している。

その成果等についての県民の関心を高めるため、広報番組や広報紙等の工夫改善を図るなど、その手法を検討していく必要がある、との指摘があった。

### 3.2.6 京都市「京都市教育委員会政策推進方針」

#### (1) 特徴と得られた示唆

##### 1) 京都市における教育分野の計画の評価に関する特徴

複数年の期間の計画は策定せずに、毎年度、京都市教育委員会政策推進方針を策定しており、政策推進方針と予算編成方針・組織運営方針から構成され、学校教育、生涯学習、家庭教育を含む内容となっている。

評価は、基本計画（市の総合計画）の評価として実施されている。評価指標は、行政活動の成果や施策の状況を客観的な数値で表現できる指標を設定し、評価の視点は、最適な視点（達成度、進捗、推移 など）を各指標に合わせて採用している。

また、施策の評価は、客観指標評価と市民生活実感評価の総合化によって行われる。客観指標評価は、各施策の状況を表す客観的な数値を客観指標として全ての施策に設定し、その目標達成度や年次推移等、それぞれの指標に応じた方法により「a」～「e」の5段階で評価したものであり、市民生活実感評価は、市民生活実感調査（20歳以上の京都市民3,000人対象）をもとに、市民が施策ごとにどう感じているかを調査し、「a」～「e」の5段階で評価したものである。政策の評価は、政策を構成する全施策の客観指標評価の一部と市民生活実感評価の総合化により行われる。

基本計画の政策、施策評価をもとに、京都市政策重点化方針等が定められ、年度予算の重点化枠が決定されるが、教育委員会では、それを考慮し、教育委員会が実施する事務事業評価を踏まえた形で、毎年度の政策推進方針を策定する。

##### 2) 教育振興基本計画の評価検討に対して得られた示唆

客観指標と市民の生活実感の二側面から施策を捉えることで、視野の広い、立体的な評価を実施している。また、視点や評価のルールにおいては、施策によって最適なものを柔軟に設定している。

例) 施策名 「障害のある子どもの教育の推進」

客観指標評価：「育成学級の設置が必要とされる学校への育成学級設置率 (%)」など  
3指標

市民生活実感評価：「障害のある子どもの状況に応じた養護育成教育が行われている」  
基準：双方の評価が1ランク違いの場合、客観指標評価を優先。

理由：障害のある子どもを持つ保護者は、全市民の数%であり、その家族等以外の多くの市民には実感しにくいものであるため、全市民を対象とした市民生活実感調査よりも、客観指標のほうが比重が重い。

#### (2) 教育分野の基本計画（以下「教育基本計画」）の概要

##### 1) 総合計画等との関係

京都市基本計画の政策評価結果を踏まえた、京都市政策重点化方針等を考慮して、教育

委員会が策定する。

## 2) 計画の体系

「政策推進方針」と「予算編成方針」から構成されている。

### ■平成19年度京都市教育委員会政策推進方針

1. 開かれた学校づくりと市民ぐるみで進める教育改革
2. 学力向上対策の推進
3. 創造的で個性豊かな子どもの育成
4. 心身ともに健全でたくましい子どもたちの育成
5. 障害のある子どもへの教育（総合育成支援教育）の推進
6. 子育て支援の充実
7. 魅力ある高校づくりの推進
8. 子どもたちがいきいきと学べる特色ある教育環境整備
9. 生涯学習の充実

## 3) 対象分野

学校教育（幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校、専門学校・大学）、生涯学習（社会教育）、家庭教育が対象である。

## 4) 計画策定のプロセス、策定の体制・主体

各年度の市全体の行政評価結果を考慮して、京都市教育委員会が策定する。

## 5) 策定・見直しの時期、計画対象年次

毎年度の評価結果を踏まえて、年度ごとに策定される。

## 6) 計画の範囲（政策、施策、事業）

政策推進の方向性、展開する施策、事業について記載されている。

## 7) 指標・目標の設定状況と設定プロセス／根拠

一部の事業で目標値が個別に記載されているが、全体としての指標や目標は設定されていない。

## 8) 他組織の計画への反映状況

学校経営計画等に反映されているケースもある。

### (3) 教育基本計画の評価方法等

京都市の基本計画の政策評価として評価が行われているため、以下、京都市の基本計画における政策評価の評価方法等について記載する。

## 1) 評価の体系

京都市基本計画の政策評価として全分野の評価を実施。その中に、教育分野も含まれる。

## 2) 評価の対象（政策、施策、事業）

政策（基本的な方向性 26 項目）と施策（行政活動の目標 106 項目）が評価の対象。

京都市基本計画の教育に関する政策及び施策

- 政策名：子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ
  - －学校と家庭・地域の連携
  - －子どもたちの社会性を高める教育の推進
  - －障害のある子どもの教育の推進
  - －教職員の能力・意識の向上
  - －ゆとりと潤いのある学習環境づくり
- 政策名：生涯にわたってみずからを磨き高める
  - －多彩な学習機会の確保・提供
  - －時代に応じた学習関連施設の充実
  - －新たな学習支援のしくみづくり
  - －世代を越えてともに学ぶ地域づくり
- 若者が集い能力を発揮する
  - －産業や文化など若者の活躍の場づくり

## 3) 評価の実施頻度・時期と根拠

行政評価条例（京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例）に定められており、年度ごとに評価を実施する。評価結果は、翌 9 月頃までに公表される。

## 4) 評価の担当部局

評価の担当部局は京都市の総合企画局である。外部機関として、京都市政策評価委員会を設置し、客観指標の選定や評価方法について助言を仰いでいる。

## 5) 評価の視点と方法

### ① 施策評価

#### ■ 客観指標評価

- ・各施策の状況を表す客観的な数値を客観指標として全ての施策に複数設定し、その目標達成度や年次推移等、それぞれの指標に応じた方法により「a」～「e」の 5 段階で評価。
- ・「a」～「e」の基準については、指標ごとに個別に設定。根拠も記載されている。  
例) 単年度目標に対する達成度 a:100%以上、b:90%以上 100%未満、c:80%以上 90%未満、d:70%以上 80%未満、e:70%未満
- ・客観指標には、京都市が行った事務事業の実績ではなく、なるべく各施策の成果や状況が捉えられるものを設定。

- ・施策の状況を適切に把握できるように、施策の成果が直接反映される指標に限らずに、それに準じた指標も含めて、複数の指標を設定。
- ・各指標に適した評価手法（達成度、進捗、推移など）を採用。
- ・客観指標の総合化（施策全体としての評価）は、各客観指標の評価をそれぞれ点数化（a:4点、b:3点、c:2点、d:1点、e:0点）し、合計する。
- ・最高点の何%かにより以下のように評価
  - a:80%以上 100%以下（大変良い状況にある）
  - b:60%以上 80%未満（やや良い状況にある）
  - c:40%以上 60%未満（状況は）どちらも言えない
  - d:20%以上 40%未満（やや悪い状況にある）
  - e:0%以上 20%未満（大変悪い状況にある）

#### 教育分野の指標例

施策名:子どもたちの社会性を高める教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生ボランティア活動者数(人)</li> <li>・小学校1、2年生における35人学級の実施等少人数教育の推進(校)</li> <li>・校内LAN整備率(%)</li> <li>・教員PC指導可能率(%)</li> <li>・(準)スクールカウンセラー配置校数(校)</li> <li>・(準)学校支援ボランティア派遣人数(人)</li> </ul>
---

#### ■市民生活実感評価

- ・市民生活実感調査を実施し、市民が施策ごとにどう感じているかを調査。
- ・その結果に基づき「a」～「e」の5段階で評価を行う。
- ・設問は、生活実感によって答えられるように工夫。
- ・評価は、「a:そう思う（2点）」「b:どちらかというと思う（1点）」「c:どちらとも言えない（0点）」「d:どちらかというと思わない（-1点）」「e:そう思わない（-2点）」を回答数に乘じ点数化する。
- ・この合計を有効回答数で除したものを以下のように評価する。
  - a:0.8以上（大変良い状況にある）
  - b:0.3超え0.8未満（やや良い状況にある）
  - c:-0.3以上0.3以下（状況は）どちらも言えない
  - d:-0.8超え-0.3未満（やや悪い状況にある）
  - e:-0.8以下（大変悪い状況にある）

#### 教育分野の指標例

施策名:子どもたちの社会性を高める教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ボランティアの活動などで、子どもの社会性が高まっている。」</li> </ul>
--

#### ■総合評価

- ・客観指標評価と市民生活実感評価の二つの手法による評価を総合的に勘案し、「A」～「E」の5段階で評価。京都市が行った事業の評価ではなく、施策目的の達成度を評価したもの。

- A (施策の目的が十分に達成されている)
- B (施策の目的がかなり達成されている)
- C (施策の目的がそこそこ達成されている)
- D (施策の目的があまり達成されていない)
- E (施策の目的が達成されていない)

- ・総合評価は、客観指標評価と市民生活実感評価の合計だが、基準は、指標によって適切なルールを予め決めておく。

総合化の基準例

施策名:障害のある子どもの教育の推進

- 客観指標評価:「育成学級の設置が必要とされる学校への育成学級設置率(%)」等3指標
- 市民生活実感評価:「障害のある子どもの状況に応じた養護育成教育が行われている」
- 基準:客観指標評価を優先。
- 理由:障害のある子どもを持つ保護者は、全市民の数%であり、家族等以外の多くの市民は実感しにくいものであるため、全市民を対象とした市民生活実感調査よりも、客観指標のほうが比重が重いと判断されるため。

②政策評価

■客観指標評価

- ・基本的な手法は施策評価と同じ。
- ・構成する施策の客観指標評価のうち、アウトカム指標などを中心に、代表的な指標をピックアップ。

■市民生活実感評価

- ・基本的な手法は施策評価と同じ。
- ・政策を構成する各施策すべての市民生活実感評価を総合化。

■総合評価

- ・客観指標評価及び市民生活実感評価を総合化し、「A」～「E」の5段階で評価。京都市が行った事業の評価ではなく、政策目的の達成度を評価。

- A (政策の目的が十分に達成されている)
- B (政策の目的がかなり達成されている)
- C (政策の目的がそこそこ達成されている)
- D (政策の目的があまり達成されていない)
- E (政策の目的が達成されていない)

教育分野の評価結果例

政策名:子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ

評価結果:A

理由:客観指標については、小・中学校普通教室冷房設備設置数(室)がc評価から a 評価になるなど、5 項目すべてがa評価となり、大変良い状況である。市民生活実感については、昨年度と同様、全 5 項目のうち学校・家庭・地域の一体性などの 2 項目でb評価であり、良い状況にある。客観指標評価及び市民生活実感評価を総合的に勘案し、この政策の目的は、十分達成されていると評価する。

## 6) 評価に必要なデータの収集方法

市民生活実感評価については、アンケート調査を実施している。対象は20歳以上の京都市民3,000人であり、調査票は、施策ごとの生活実感(99項目)及び政策についての重要度(27項目)についての質問項目などから構成される。施策ごとの生活実感については、設問が多いため2組に分けて実施する。

### 教育分野の設問例

設問:あなたの実感やイメージに基づき、5つの選択肢(そう思う、どちらかというと思う、どちらとも言えない、どちらかというと思わない、そう思わない)の中から1つ選んで○を付けてください。

- 学校と家庭・地域が一体となって子どもたちを見守っている。
- 最近の学校は施設や設備が充実している。
- 障害のある子どもの状況に応じた養護育成教育が行われている。
- ボランティア活動などで、子どもの社会性が高まっている。
- 学校の先生は熱心に取組んでいる。

## (4) 評価結果の活用・公表方法

### 1) 評価結果の活用状況

基本計画の政策、評価を参考に、京都市政策重点化方針等が定められ、年度予算の重点化枠が決定される。教育委員会では、それを考慮し、教育委員会が実施する事務事業評価を踏まえた形で、毎年度の政策推進方針を策定する。

### 2) 県民への公表の実施状況・方法・対象範囲

評価結果は、毎年9月頃までに、各政策、施策についての簡潔な説明や、各施策を目的として行っている事務事業も併せて公表される。評価結果は、京都市役所内の情報公開コーナーで閲覧ができるほか、ホームページでも公開している。なお、別に実施されている学校評価については、全市立学校・園で外部評価を含めた学校評価を行っており、個々の学校においてホームページ上で結果を公表している。

### 3) 評価結果に対する市民からの意見への対応状況

ホームページ、リーフレットで、評価結果に対する意見を収集。

## (5) 教育基本計画の評価及び結果の公表における課題

市民に関心を持ってもらうための工夫が課題であるとしている。行政評価条例のパンフレットを作成・配布するなどの取組を行っている。



### 3.2.7 東京都「東京都教育ビジョン」

\*以下、東京都教育委員会のホームページ等の公開資料をもとに作成。

#### (1) 特徴と得られた示唆

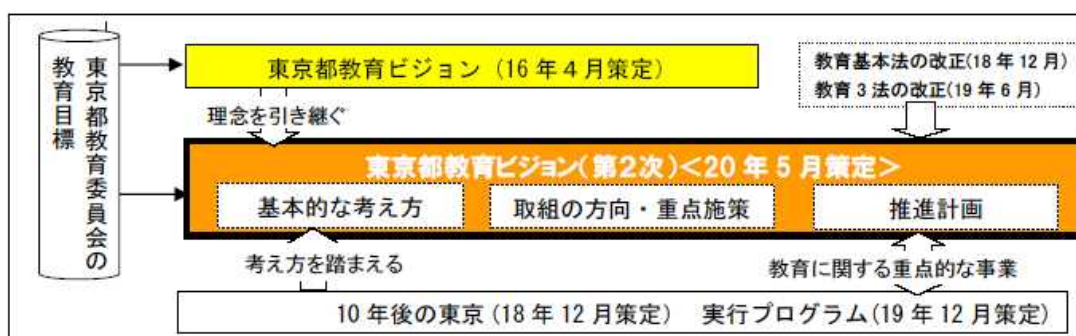
「東京都教育ビジョン」を推進するための実施計画である、「推進計画」を別途策定する予定である。ビジョンは今後10年間を対象とし、推進計画は5年程度を計画期間としている。評価方法については、教育分野の成果測定が困難なことから、政策、施策、事業のどのレベルを対象とすべきか、達成目標を設定するか否かなどを現在検討中である。

#### (2) 教育分野の基本計画（以下「教育基本計画」）の概要

##### 1) 総合計画等との関係

総合計画「10年後の東京」における基本的な考え方を踏まえつつ施策を展開している。総合計画との関係は図表3.2.7-1の通り。

図表 3.2.7-1 「東京都教育ビジョン」と「10年後の東京」との関係



出典：東京都教育ビジョン(第二次)中間まとめ5ページ

##### 2) 計画の体系

現在、平成16年4月に策定された「東京都教育ビジョン」を点検し、「東京都教育ビジョン(第二次)」を策定中である。平成20年1月に発表になった「東京都教育ビジョン(第二次)中間まとめ」では、ビジョンは「基本的な考え方」と「取組の方向と重点施策」で構成されている。今後、5年程度を計画期間とした推進計画を作成し、「東京都教育ビジョン(第二次)」を発表するとしている(平成20年5月策定予定)。

##### 3) 対象分野

学校教育(幼稚園・保育所、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校)、家庭教育、社会教育、生涯教育、文化・スポーツ振興が対象となっている。

#### 4) 計画策定のプロセス、策定の体制・主体

策定の主体は東京都教育委員会。ビジョン（第二次）策定にあたっては、これからの取組の方向と重点施策を示した「中間まとめ」を発表し、広く都民、関係者から意見募集した上で、取組の方向・重点施策に基づく推進計画を作成し、ビジョン（第二次）を策定する。

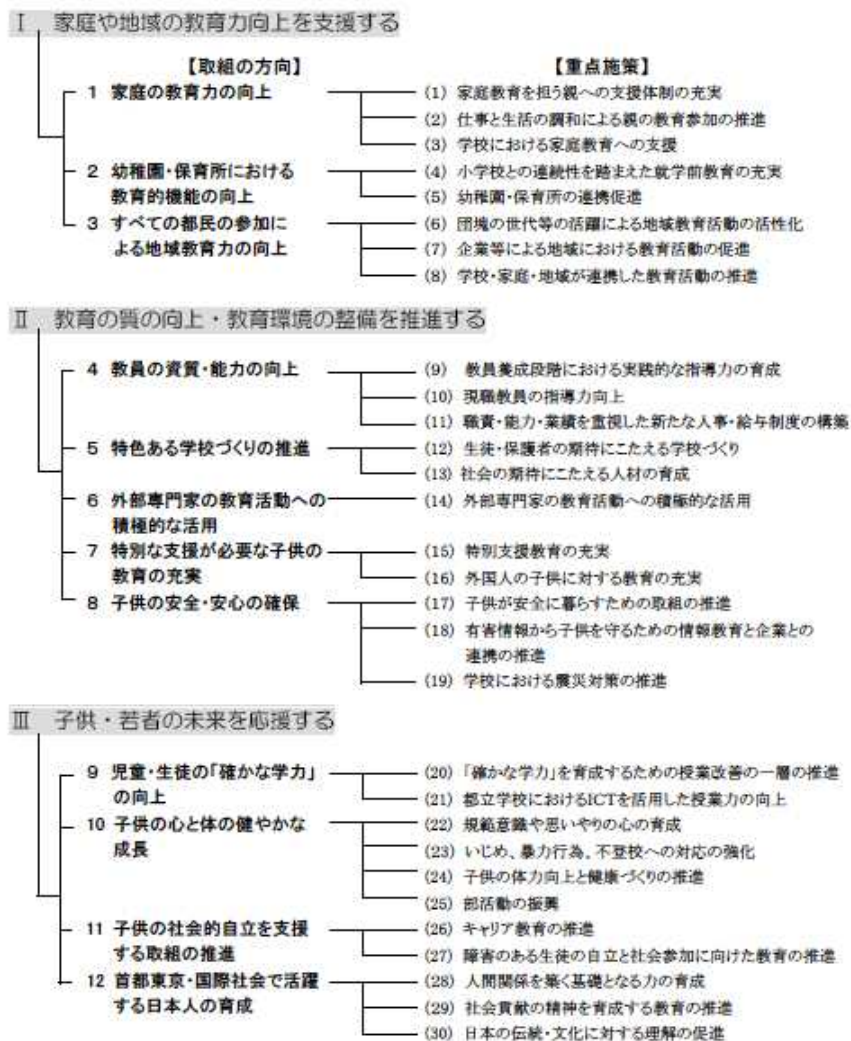
#### 5) 策定・見直しの時期、計画対象年次

平成16年4月に作成されたビジョンは、策定後3年目に進捗点検を行い、現在ビジョン（第二次）を策定中。ビジョン（第二次）は今後10年を対象とし、5年程度を計画期間とした推進計画も作成する予定である。

#### 6) 計画の範囲（政策、施策、事業）

政策、施策、主な事業が記載されている。体系図は、図表3.2.7-2の通り。

図表 3.2.7-2 東京都教育ビジョン(第二次)体系図



出典：東京都教育ビジョン(第二次)中間まとめ 17 ページ

## 7) 指標・目標の設定状況と設定プロセス／根拠

ビジョン（第二次）「中間まとめ」には、基本的な考え方、取組の方向と重点施策までが記載されているが、現時点では指標は設定されていない。教育分野の成果測定が困難である状況を鑑み、政策、施策、事業のどのレベルを対象とすべきか、達成目標を設定するか否かなどについて現在検討中である。

## 8) 他組織の計画への反映状況

「東京都教育ビジョン《概要版》（教育ビジョン実現に向けて）」において、「国や市町村と連携を図って進めていきます」、「縦割り組織の垣根を越えて、組織横断的に取り組んでいきます」と記載されている。

### （3）教育基本計画の評価方法等

#### 1) 評価の体系

東京都教育ビジョン策定の3年後に進捗状況が点検され、ビジョン（第二次）中間まとめの中で、点検結果が報告されている。

#### 2) 評価の対象（政策、施策、事業）

東京都教育ビジョンに示された12の取組の方向と33の提言が進捗状況点検の対象となっている。

#### 3) 評価の実施頻度・時期と根拠

定期的なサイクルについては、現在検討中である。

#### 4) 評価の視点と方法

33の提言ごとに、ビジョン策定時の取組状況を「充実・拡大」、「早期施策化」、「中長期的課題」に分類し、進捗状況とこれまでの取組の概要、実施した主な事業を示している。点検結果の例は、図表 3.2.7-3 の通り。

図表 3.2.7-3 点検結果の例

12の取組の方向		33の提言	取組の類型			これまでの取組の概要	実施した主な事業 (下線は東京都重点事業)
			充実・拡充	早期施策化	中長期的課題		
【取組の方向1】 家庭の役割を重視し、 様々な立場から子育て ・家庭教育を支援する	1	子育て支援・家庭教育支援の充実、 強化	○	○		家族の結び付きが希薄化し、教育において家庭が担うべき役割が十分果たされていないと指摘される現状に対し、17年度から地域教育連携推進事業を実施し、学校・家庭・地域の連携による教育活動を推進するとともに、18年度からは子どもの生活習慣確立プロジェクトを展開し、教育に関心の薄い保護者や社会全体への啓発を行うなど、家庭の教育力の向上を図っている。  発達段階に即した子育ての準備教育を行う必要があるとの観点から、都立高校では家庭科の授業を中心に幼稚園や保育所等において保育体験活動を実施している。	◇地域教育推進ネットワーク東京都協議会の設置・運営 (17年度～) ◇子どもの生活習慣確立プロジェクト (18年度～) ◇親子体験活動の充実 (19年度～) ◇放課後子どもプラン (19年度～)
	2	学校教育での保育体験学習の必修化	○				

- ※ 取組の類型について  
 東京都ビジョン策定時の取組状況を、33の提言ごとに以下の三つの区分に整理したものである。
- ・ 充実・拡充・・・既に実施していた事業の内容の充実・拡大を図るもの
  - ・ 早期施策化・・・都民の関心が高い提言、緊急に対応する必要がある提言等で、重点事業への位置付けや予算要求に向けて取り組んでいくもの
  - ・ 中長期的課題・・・現行制度・法規上の問題等について、課題の整理を行い、国等に提案要求を行っていくもの
- ※ 取組の類型欄の表示について
- 都における施策の実施等により、提言の内容が実現化しつつあるもの
  - 国における法令の整備や施策の転換等を必要とするもので、提言の内容の実現が図られていないもの

出典:「東京都教育ビジョン(第二次)中間まとめ」参考資料

#### (4) 評価結果の活用・公表方法

進捗の点検結果は「東京都教育ビジョン(第二次)中間まとめ」の中で報告され、ホームページで公開されている。